

平成26年塩尻市議会3月定例会

経済建設委員会会議録

○日 時 平成26年3月7日（金） 午前10時

○場 所 全員協議会室

○審査事項

- 議案第18号 塩尻市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例
- 議案第19号 塩尻市水道事業給水条例の一部を改正する条例
- 議案第20号 塩尻市勤労青少年ホーム条例の一部を改正する条例
- 議案第21号 塩尻勤労者体育センター条例の一部を改正する条例
- 議案第22号 塩尻市都市公園条例の一部を改正する条例
- 議案第23号 塩尻市片丘新農業構造改善事業地域環境施設条例の一部を改正する条例
- 議案第24号 塩尻市塩尻駅前広場条例の一部を改正する条例
- 議案第25号 塩尻市商工業振興条例の一部を改正する条例
- 議案第26号 塩尻市公共物管理条例の一部を改正する条例
- 議案第27号 塩尻市大門駐車場条例の一部を改正する条例
- 議案第28号 塩尻市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第29号 塩尻市有料観光施設条例の一部を改正する条例
- 議案第30号 塩尻市公共下水道条例の一部を改正する条例
- 議案第31号 塩尻市農業集落排水施設条例の一部を改正する条例
- 議案第32号 塩尻市簡易水道条例の一部を改正する条例
- 議案第33号 塩尻市奈良井宿駐車場条例の一部を改正する条例
- 議案第34号 塩尻市木曾漆器修復工房条例の一部を改正する条例
- 議案第35号 塩尻市檜川地区公園条例の一部を改正する条例
- 議案第36号 塩尻インキュベーションプラザ条例の一部を改正する条例
- 議案第37号 塩尻市広丘駅前広場条例の一部を改正する条例
- 議案第38号 塩尻市雇用促進住宅条例の一部を改正する条例
- 議案第39号 塩尻市北小野地区若者定住促進住宅条例の一部を改正する条例
- 議案第41号 市道路線の廃止及び認定について
- 議案第42号 平成26年度塩尻市一般会計予算中 歳出4款衛生費中1項保健衛生費6目環境保全費のうち
合併処理浄化槽設置事業及び2項清掃費1目し尿処理費、5款労働費（1項労働諸費3目ふれ
あいプラザ運営費を除く）、6款農林水産業費、7款商工費、8款土木費、11款災害復旧費

○出席委員・議員

委員長	青木	博文	君	副委員長	西條	富雄	君
委員	金子	勝寿	君	委員	牧野	直樹	君
委員	永井	泰仁	君	委員	中村	努	君
委員	丸山	寿子	君				
議長	五味	東条	君				

○欠席委員

なし

○説明のため出席した理事者・職員

省略

○議会事務局職員

議事調査係長 上村 英文 君

午前10時00分 開会

○委員長 皆さん、おはようございます。定刻になりましたので、ただいまから3月定例会経済建設委員会を開会します。本日の委員会は、委員全員が出席しております。

私のほうから一言挨拶を申し上げます。去る2月8日、14日の記録的な大雪により、市民生活に大きな影響と農業施設等に甚大な被害が発生をいたしました。被災された農家の皆様に心からお見舞いを申し上げます。また、除雪に際し、関係部署や職員の皆さんの協力に対し感謝を申し上げます。さらに、市民の皆さんや建設業者、水道事業者の皆さんの協力にも重ねて感謝を申し上げます。今回の教訓をもとに、除雪体制の見直し、検証を行い、今後の除雪対策に生かしていくことが必要ではないかと思うところでございます。

当委員会に付託されました議案は、別紙付託案件表のとおりであります。日程につきましては、西條副委員長より申し上げます。

○副委員長 おはようございます。それでは、御説明申し上げます。本日で3月10日月曜日の両日にわたり委員会審査させていただき、委員会終了後、経済建設委員会協議会を開催いたします。なお、協議会終了後、時間の余裕があれば、今回の大雪被害にあった農業施設の視察を予定しております。視察の際は、寒いので防寒対策をしっかりとっていただきたいと思います。出発時間につきましては、審議の進捗を見て出発時間を決めたいと思います。時間の都合で中止する場合がありますが、その場合、3月10日終了前に御案内申し上げますのでよろしく申し上げます。以上、よろしく申し上げます。

○委員長 よろしくお願ひいたします。この際申し上げます。審議に関する発言は、委員、説明する職員は全てマイクを使用していただきますようお願いいたします。審査に入る前に、理事者側から挨拶があればお願いします。

理事者挨拶

○副市長 おはようございます。委員会をお開きいただきましてありがとうございます。先ほど委員長さんから

もお話ありがとうございました、この大雪に関しましては議員の皆様方にも大変御心配をおかけをいたしましたし、また地元等との対応をしていただきまして、改めて厚く御礼を申し上げるところでございます。本当にありがとうございます。

さて、本日御提案を申し上げます条例、それから新年度予算、たくさんございます。特に新年度予算に関しましては、この第四次計画、総合計画の最終年度ということに相なります。よろしく御審査をいただきまして、原案どおりお認めいただきたいと、よろしくお願いを申し上げます。

○委員長 ここで、古畑財政課長より、配付してあります資料についての説明をお願いしたいと思います。

○財政課長 財政課の古畑でございます。よろしくお願いをいたします。議案の審議をいただく前にですね、ただいまお配りした資料につきまして、あらかじめ委員長さんの許可をいただきまして事前に配付をさせていただきました。先日の柴田議員さんの議案質疑においてお願いをされた資料でございます。今回の使用料等の改正条例36件の施設等の運営形態、それと前回の改正の状況でございます。

表の見方でございますが、一番左のほうに番号が振っておりますが、1から36、今回の件数の総数になります。その横の表示につきましては議案の番号、さらに右に行きまして条例の名称、それから運営形態につきましては、今回の公の施設が直営であるか指定管理であるかという表示でございます。そして、指定管理の場合につきましては指定管理者を表記しております。さらに、指定管理者につきましては、消費税が課税されているか免除されているかという表記がそこがございます。その右ですが、前回改正につきましては、平成9年の4月、いわゆる3%から5%に消費税率が引き上げられた段階で、今回のような改正をしたかどうかというものをそこに示してございます。丸につきましては今回と同様の改正を行ったもの、それからハイフンでございますが、これは平成9年4月以降に条例が制定されたもの、例えば平成9年4月以降に施設が建設されたものというようなことで御理解いただければよろしいかと思っております。バツにつきましては、前回の平成9年におきましては改正がなかった施設として表記をさせていただいております。こういたしますと、その囲みの中にごございますように、今回36件の条例のうち直営の施設につきましては24、それから指定管理者制度を導入している施設は12でございます。さらに、この指定管理者制度の施設のうち消費税が課税となっているものが10、免除となっているものが2施設ということでございます。なお、公営企業等の4件につきましては消費税が課税されているということでございます。

それから、前回の状況でございますが、36件のうち平成9年4月以降に条例制定等があったために前回改正の対象外となったものが18件、今回と同様の改正がされたものが14件、それから今回改正したもので個別の事情により前回改正のなかったものが4件ということでございます。以上でございます。よろしくお願いをいたします。

○委員長 ありがとうございます。それでは、審査を行います。発言に際しましては、議事の円滑な進行のため委員長の指名を受けた者のみの発言とします。議事進行への御協力をお願いいたします。また議案の審査に、案件に関係のない職員の退席を認めます。

消費税法改正を理由とする条例改正に関する議案審議について、審査の能率を図るため、議案第18号から議案第39号までのうち、議案第25号及び議案第28号を除いた20件については一括して議題といたします。なお、この議題については、各議案の件名の読み上げを本会議場と同様に省略させていただきます。それでは、

説明を求めます。

-
- 議案第18号 塩尻市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例
 - 議案第19号 塩尻市水道事業給水条例の一部を改正する条例
 - 議案第20号 塩尻市勤労青少年ホーム条例の一部を改正する条例
 - 議案第21号 塩尻市勤労者体育センター条例の一部を改正する条例
 - 議案第22号 塩尻市都市公園条例の一部を改正する条例
 - 議案第23号 塩尻市片丘新農業構造改善事業地域環境施設条例の一部を改正する条例
 - 議案第24号 塩尻市塩尻駅前広場条例の一部を改正する条例
 - 議案第26号 塩尻市公共物管理条例の一部を改正する条例
 - 議案第27号 塩尻市大門駐車場条例の一部を改正する条例
 - 議案第29号 塩尻市有料観光施設条例の一部を改正する条例
 - 議案第30号 塩尻市公共下水道条例の一部を改正する条例
 - 議案第31号 塩尻市農業集落排水施設条例の一部を改正する条例
 - 議案第32号 塩尻市簡易水道条例の一部を改正する条例
 - 議案第33号 塩尻市奈良井宿駐車場条例の一部を改正する条例
 - 議案第34号 塩尻市木曾漆器修復工房条例の一部を改正する条例
 - 議案第35号 塩尻市檜川地区公園条例の一部を改正する条例
 - 議案第36号 塩尻インキュベーションプラザ条例の一部を改正する条例
 - 議案第37号 塩尻市広丘駅前広場条例の一部を改正する条例
 - 議案第38号 塩尻市雇用促進住宅条例の一部を改正する条例
 - 議案第39号 塩尻市北小野地区若者定住促進住宅条例の一部を改正する条例

○委員長 初めに議案第18号、説明を求めます。

○建設課長 それでは、議案関係資料の56、57ページをお開きください。議案第18号塩尻市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例。提案理由につきましては、消費税法の一部を改正するに当たり必要な改正をするものでございます。概要につきましては、占用期間が1カ月未満の場合における占用料の額の算定に用いる割合を改めるものでございます。

57ページをお開きください。改正前が1.05、改正後1.08ということで、4月1日から施行するものでございます。以上でございます。

○委員長 次に議案第19号、説明を求めます。

○経営管理課長 それでは、引き続き58ページをお願いいたします。議案第19号塩尻市水道事業給水条例の一部を改正する条例について御説明いたします。1の提案理由でございますが、消費税法の一部を改正する等の法律に伴い、必要な改正をするものでございます。2の概要につきましては、給水装置の新設又は改造に係る施設負担金及び水道料金を改めるものでございます。

3の条例の新旧対照表でございますが、59ページをお願いいたします。水道事業給水条例新旧対照表でござ

います。第23条関係の現行の、右側になります。施設負担金でございます。13ミリメートルで言いますと、8万7,150円が左側の改正案では8万9,640円となるものでございます。以下同様に税率3%分が加算されております。

60ページをお願いいたします。第31条関係でございます。右側の現行でございますが、固定料金13ミリメートルで申し上げますと、1カ月につき997円が改正案では1,026円となるものでございます。また右側に戻りまして、水道料金の1立方メートルから10立方メートルまでで言いますと、79円が改正案では81円となるものでございます。以下同様に税率3%分が加算されております。

58ページへお戻りください。条例の施行等でございますが、平成26年4月1日から施行するという事になっておりますが、本文の議案第19号の附則の経過措置がありまして、料金についての税の取り扱いになりますが、内容は、3月から4月にかけて継続して使用されている方が今までどおり4月分は5%の消費税となるものとの内容でございます。以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○委員長 次に議案第20号、説明を求めます。

○商工課長 それでは、61ページをお開きください。議案第20号塩尻市勤労青少年ホーム条例の一部を改正する条例でございます。1番、提案理由でございますが、消費税法の一部を改正する等の法律が26年4月1日から施行されるに伴いまして、必要な改正をするものでございます。概要につきましては、塩尻市勤労青少年ホームの利用料を改めるものでございます。4番の条例の施行等は、平成26年4月1日から施行するものでございます。

62ページをお開きください。現在の勤労青少年ホームでございますが、左にございますように3つの区分がございます。利用料につきましては、会議室等、体育室、冷暖房となっております。それぞれアンダーラインにありますような金額での変更となっております。なお、冷暖房費につきましては、計算をいたしますと308円というような形になります。しかしながら、庁内的な統一的な見解で、今後電気料等の値上げ等も予定されておりますので、この件につきましては円単位を切り上げて310円とさせていただきます。以上でございます。

○委員長 次に議案第21号、説明を求めます。

○商工課長 同じく63ページをお願いいたします。議案第21号塩尻市勤労者体育センター条例の一部を改正する条例でございます。提案理由につきましては同様でございます。概要につきましては、塩尻市勤労者体育センターの利用料を改めるものでございます。4番の条例の施行につきましては、平成26年4月1日から施行するものでございます。

64ページをお開きいただきたいと思っております。体育センターにつきましても、区分、3区分でございます。利用料につきましては、体育館と照明と2種類でございます。体育館につきましては2,160円、照明料につきましても先ほどの説明のとおりですね、計算上は421円となりますが、電気料等の値上げが予測されまして、円単位を切り上げて430円とさせていただきます。以上でございます。

○委員長 次に議案第22号、説明を求めます。

○建設課長 65ページをお開きください。議案第22号塩尻市都市公園条例の一部を改正する条例。提案理由、消費税法の一部を改正するに当たり、必要な改正をするものでございます。概要につきましては、66ページを

お開きください。特許行為による場合、施設の管理でございます、小坂田公園のレストラン棟。特定行為による場合、業として写真又は映画を撮影する行為。その下、有料公園施設を利用する場合、67ページ、小坂田公園バタールゴルフ場、小坂田公園多目的運動場。68ページをお開きください、北部公園テニスコート。69ページ、北部公園多目的運動場が使用料を改めるものでございます。

65ページへお戻りください。施行は26年4月1日からということでございます。以上でございます。

○委員長 次に議案第23号、説明を求めます。

○農村・里山担当課長 資料70、71ページをお願いいたします。塩尻市片丘新農業構造改善事業地域環境施設条例の一部を改正する条例でございます。提案の理由につきましては、今までと同じ消費税法の改正が26年4月1日から施行されることに伴い、必要な改正をするものでございます。2の概要でございますが、塩尻市片丘新農業構造改善事業地域環境施設の使用料を改めるものでございます。この施設は、それぞれ新農業構造改善事業に設置されました農村広場、グラウンドでございますが、と農業者トレーニングセンター、体育館でございます。

改正の内容につきましては、71ページ、新旧対照表をお願いいたします。右側、農村広場使用料、現行のそれぞれ時間帯により800円、3,000円、5,000円を、それぞれ現在の消費税1.05分の1.08を乗じまして、左側それぞれ820円、3,080円、5,140円に改めさせていただくものでございます。下の表、農業者トレーニングセンター照明使用料、右側の現行510円を、それぞれ1.05分の1.08を乗じさせていただきまして530円にさせていただくものでございます。

70ページに戻りまして、4番の条例の施行等でございますけれども、平成26年4月1日から施行させていただくものでございます。以上でございます。

○委員長 次に議案第24号、説明を求めます。

○商工課長 引き続き72ページをお開きください。議案第24号塩尻市塩尻駅前広場条例の一部を改正する条例でございます。提案理由につきましては、同じく消費税法の一部を改正する等の法律に伴いまして、必要な改正をするものでございます。概要につきましては、塩尻市塩尻駅前広場の利用料を改めるものでございます。条例の施行につきましては、26年4月1日から施行ということでございます。

73ページの新旧対照表でございます。左側の改正案でございますが、区分につきましてはタクシー駐車場、バス整理場、あと自家用車駐車場、それから74ページになりまして回数駐車券による駐車、特別駐車券による駐車となっております。消費税分の値上げということでございまして、タクシー駐車場につきましては4万7,520円、バス整理場につきましては510円、自家用車駐車場につきましては、今回の改正がですね、350円以上になりませんと消費税分10円以上になりませんので、30分までは無料は変更ございませんし、150円も変更ございません。また、50円につきましても変更ございません。あと、24時間までを2,050円、74ページでございますが、同じく24時間を超えた場合はですね、2,050円にプラスという形になります。あと、回数券につきましては510円、特別駐車券につきましては1万280円ということで改正をお願いするものでございます。以上でございます。

○委員長 次に議案第26号、説明を求めます。

○建設課長 議案説明資料79ページをお開きください。議案第26号塩尻市公共物管理条例の一部を改正する

条例。提案理由につきましては、消費税法の一部を改正するに当たり、必要な改正をするものでございます。

80ページをお開きください。概要につきましては、1、流水占用料、水のかみ上げ関係でございます。その下、土石採取料をそれぞれ改定するものでございます。施行日は26年4月1日からでございます。以上でございます。

○委員長 次に議案第27号、説明を求めます。

○商工課長 81ページをお願いいたします。議案第27号塩尻市大門駐車場条例の一部を改正する条例でございます。提案理由につきましては、消費税法の一部を改正する法律に伴いまして、必要な改正をするものでございます。概要につきましては、塩尻市大門駐車場の利用料を改めるものでございまして、条例の施行につきましては26年4月1日から施行するものでございます。

82ページをお願いいたします。左側の改正案でございますが、種別につきましては回数駐車券による駐車、それから特別駐車券による駐車、定期駐車券による駐車と3つの区分になっております。あと時間ごとの若干金額は違いますけれども、回数券の関係につきましては、午前8時から午後9時半まで30分券で11枚のものを1,250円、それから30分券の11枚につきましては300円ということで現状でございますし、特別駐車券の30分以内120円につきましても現行どおり、同じく30円につきましても現行どおりとなっております。あと、1カ月の1台につきましては1万280円、それから定期駐車券の関係につきましては、屋上それから屋上を除く指定駐車場所、その他の駐車場所でございます、それぞれ3,080円、5,140円、1万280円ということで改定をお願いするものでございます。以上でございます。

○委員長 次に議案第29号、説明を求めます。

○ブランド観光課長 議案第29号を御説明をさせていただきます。塩尻市有料観光施設条例の一部を改正する条例でございます。提案理由につきましては、同じく消費税法の一部を改正する等の法律に伴うものでございます。概要でございますけれども、塩尻市有料観光施設、いわゆるみどり湖、田川浦湖の釣り場の使用料を改めるものでございます。26年4月1日から施行するものでございます。

90ページをごらんください。種別でございますが、1日券、それから半日券、回数券、それぞれ1,000円、600円、1万円を1,020円、610円、1万280円に改めるものでございます。以上です。

○委員長 次に議案第30号、説明を求めます。

○経営管理課長 それでは、議案第30号塩尻市公共下水道条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。済みません、91ページをお願いいたします。提案理由でございますが、消費税法の一部を改正する等の法律に伴い、必要な改正をするものでございます。2の概要でございますが、公共下水道の使用料を改めるものでございます。

3の条例の新旧対照表でございます。92ページをお願いいたします。塩尻市公共下水道条例新旧対照表でございます。第29条の使用料の額で、右側の現行でございますが、基本料金10立米以下の部分でございますが、1,764円が改正案では1,814円、また右側に戻りまして現行の超過使用料1立方メートルについて、汚水の量10立方メートルを超え30立方メートル以下の部分では205円が、改正案では211円となるものでございまして、以下同様に税率3%分が加算されております。

91ページへお戻りください。4の条例の施行等につきましては、水道事業と同様に経過措置がされております

して、3月から4月にかけて継続して使用されている方につきましては、今までどおり4月分は5%の消費税となるものでございます。以上でございます。

○委員長 次に議案第31号、説明を求めます。

○経営管理課長 94ページをお願いいたします。議案第31号塩尻市農業集落排水施設条例の一部を改正する条例につきまして説明させていただきます。提案理由については、先ほどと同じ消費税の関係でございます。概要につきましては、排水施設の使用料を改めるものでございます。

条例の新旧対照表でございます。95ページをお願いいたします。塩尻市農業集落排水施設条例新旧対照表でございます。第15条の使用料の額でございます。右側の現行でございますが、基本使用料、汚水の量10立方メートル以下の部分でございますが、1,764円が改正案では1,814円に、また右の現行でございます。超過使用料1立方メートルについての汚水の量10立方メートルを超え30立方メートル以下の部分については、205円が211円となるものでございます。以下同様に税率3%が加算されております。条例の施行等につきましては、水道下水道事業と同様に経過措置がありまして、3月から4月にかけての継続して使用される方については、今までどおり4月分は5%の消費税となるものでございます。以上でございます。

○委員長 次に議案第32号、説明を求めます。

○経営管理課長 96ページをお願いいたします。議案第32号塩尻市簡易水道条例の一部を改正する条例でございます。消費税の一部を改正する等の法律に伴いまして、必要な改正をするものでございます。

2の概要でございます。(1)といたしまして簡易水道の料金を改めるもの、(2)といたしまして簡易水道の料金の表示を消費税を含んだ総額表示に改めるものでございます。これにつきましては、今まで簡易水道料金につきましては消費税を含んでおりませんでしたので、この機会にでございます、他の3企業会計と同様にいたしまして消費税を含めた額の表示にするものでございます。

3の条例の新旧対照表でございます。97ページをお願いいたします。第3条の料金の徴収の現行でございますが、アンダーラインのあるところでございます。今までは税抜きでございましたので額100分の105を乗じて得た額という表示がありましたが、この内容でございますが、これを削除したものでございます。

次の水道料金でございます。現行でございますが、基本料金につきましては、一般用でございます、1カ月につき1,400円が改正では1,512円。また現行でございますが、超過料金の1立方メートルから20立方メートルまでについては150円が162円。また口径別加算料金につきましては、1カ月について120円が改正案では130円となるものでございます。以下同様に改正するものでございまして、98ページも同様でございます。

条例の施行日等につきましては、26年4月1日からの施行でございますが、先ほどの企業会計と同様に、4月分は、3月から4月にかけて継続して使用される方については5%の消費税となるものでございます。以上でございます。

○委員長 次に議案第33号、説明を求めます。

○商工課長 引き続き99ページをお開きください。議案第33号塩尻市奈良井宿駐車場条例の一部を改正する条例でございます。提案理由につきましては、先ほど同様消費税法の一部を改正する法律の施行に伴いまして、必要な改正をするものでございます。2番の概要でございますが、塩尻市奈良井宿駐車場の利用料を改めるもの

でございます。4番の条例の施行等につきましては、平成26年4月1日から施行するものでございます。

100ページをお願いいたします。左の改正案でございますが、今現在、区分といたしまして原動機付自転車及び自動二輪車、それから普通自動車及び軽自動車、あと大型バスとマイクロバスとそれぞれ4つの区分がございます。改正案でございますが、原動機付自転車につきましては200円で据え置きでございます。あと以下、510円、2,050円、1,540円に改正をお願いするものでございます。以上でございます。

○委員長 次に議案第35号、説明を求めます。

○商工課長 101ページをお願いいたします。議案第34号塩尻市木曾漆器修復工房条例の一部を改正する条例でございます。提案理由につきましては、同じく消費税法の一部改正によりまして、必要な改正をするものでございます。4番の条例の施行等は26年4月1日から施行するものでございまして、塩尻市木曾漆器修復工房の使用料を改めるものでございます。

102ページをお願いいたします。改正案でございます。現在、月額で5万円という形で使用料をお支払いをいただいておりますが、月額5万1,420円に改正をお願いするものでございます。以上でございます。

○委員長 ちょっと訂正いたします。先ほど35と言いましたが、34号でございました。

○委員長 次に議案第35号、説明を求めます。

○建設課長 103ページをお開きください。議案第35号塩尻市檜川地区公園条例の一部を改正する条例。提案理由としましては、消費税法の一部を改正するに伴いまして、必要な改正をするものでございます。

104ページをお開きください。上から3段目の改正するものですが、業として写真又は映画を撮影する行為につきまして使用料を改定するものでございます。

お戻りください。103ページ。条例の施行等につきましては、26年4月1日からでございます。以上でございます。

○委員長 次に議案第36号、説明を求めます。

○商工課長 105ページをお願いいたします。議案第36号塩尻インキュベーションプラザ条例の一部を改正する条例でございます。提案理由につきましては、消費税法の一部を改正する法律の施行に伴いまして、必要な改正をするものでございまして、概要につきましては、塩尻インキュベーションプラザの使用料を改めるものでございます。4番の条例の施行につきましては、平成26年4月1日から施行をするものでございます。

106ページをお開きいただきたいと思っております。改正案でございますが、現在2区分でございます。オフィスの部分と2階の産学連携研修室の2つがございます。それぞれ、オフィスにつきましては、1平方メートルにつき1月当たり1,130円、産学連携研修室につきましては、1時間につき820円に改正をお願いするものでございます。以上でございます。

○委員長 次に議案第37号、説明を求めます。

○建設課長 107ページをお開きください。議案第37号塩尻市広丘駅前広場条例の一部を改正する条例。提案理由につきましては、消費税法の一部を改正するに伴いましての必要な改正でございます。概要につきましては、広丘駅前広場のタクシー駐車場の使用料を改めるものでございます。東口1台、西口3台でございます。

1ページ、お開きください。108ページ、4万6,200円が4万7,520円、1台となります。

お戻りください。条例の施行は26年4月1日からでございます。以上でございます。

○委員長 次に議案第38号、説明を求めます。

○建設課長 109ページをお開きください。議案第38号塩尻市雇用促進住宅条例の一部を改正する条例。提案理由につきましては、先ほど申したとおりでございます。概要につきましては、塩尻市雇用促進住宅の駐車場の使用料を改めるものでございます。

110ページをお開きください。1台につき月額3,000円を3,080円に改定するものでございます。

条例の施行は26年4月1日からでございます。以上になります。

○委員長 次に議案第39号、説明を求めます。

○建設課長 111ページをお開きください。議案第39号塩尻市北小野地区若者定住促進住宅条例の一部を改正する条例でございます。提案理由につきましては、先ほど言ったとおりでございます。概要につきましては、北小野定住促進住宅の駐車場の使用料を改めるものでございます。

112ページをお開きください。月額1,000円を1,020円に改正するものでございます。

条例の施行等は26年4月1日でございます。以上でございます。

○委員長 それでは、一括して質疑を行います。委員より御質問、御意見ありますか。

○中村努委員 お配りしていただいた表で、課税免除の欄ですけど、この空欄はどういう意味なんでしょうか。

○財政課長 課税、それから免除という表記につきましては、指定管理者制度を導入している公の施設についての表記でございまして、空欄は直営施設ということでございます。

○中村努委員 そうすると、直営ということは、課税対象でも免除の対象でもないということですか。

○財政課長 先日の議案質疑の質問の趣旨でございますけれども、指定管理者制度を導入している公の施設のうち課税されているもの、それから課税されていないものの内訳を答弁させていただきましたものですから、それに従いまして資料をつくったということでございます。

○中村努委員 そういうことではなくて、要は直営のところは課税でも免除でもないわけですよね、要は。その理由をお聞きしているんです。

○財政課長 直営施設になりますと、市の施設、いわゆる地方公共団体についての消費税の課税か非課税かということになりますけれども、地方公共団体につきましては、消費税はゼロということの仕組みになっておりまして、課税でも非課税でもないというような意味で空欄とさせていただいたということでございます。

○委員長 よろしいですか。ほかにありますか。

○金子勝寿委員 済みません、ちょっとせっかくなので関連で。免除の扱いというのは、本来は課税をするけども免除という考え方でいいのでしょうか。それとも、不課税か非課税かは別、解釈はいろいろあると思うんですが、そういう考え方なのか。少し、いわゆる免除をするに当たっての理由と法的ないわゆる課税をしなくても大丈夫だというところの説明を2点、お願いしたいんですが。

○財政課長 この資料の中では、例えばその地区に関して免除となっているというような理由につきましては、ちょっとわかりかねます。消費税を払っていないというようなことで御理解をいただきたいと思います。

○金子勝寿委員 じゃあ、担当課がいるほうへお聞きするんですが、議案の23号でよかったですかね、支所の中の体育館だと思うんですけど。学校の横か、そうですね。こちらの免除の、今のちょっと質問、お答えいただければと思うんですが。なぜ聞くかということ、要するにほかの施設は払って使うのに、ここは免除だよっていう

ことになった場合に、理由だけは聞いといたほうがいいのかというぐらいの話ですので。もし時間かかるようだったらまた午後でも大丈夫です。

○委員長 答弁を求めます。

○農村・里山担当課長 片丘地域づくり協議会っていう地元の何て言うんですか、住民の団体ということで免除というふうにさせていただいております。

○委員長 よろしいですか。

○副市長 その辺の、この協議会が消費税法上どの団体に当たるのかっていうのをですね、もう1回きちんと調べ直させていただいて、後で御答弁申し上げますのでよろしくお願いします。

○金子勝寿委員 不課税でも非課税でも結構なので、考え方だけ少し教えていただければ結構です。細かく突っ込むことではないのでよろしくお願いします。

○委員長 ほかにありますか。

○丸山寿子委員 済みません、今の片丘の新農構のことですが。でも実際には、この改正案としては使用料820円というふうにあるわけですので、やはりこの消費税がかかっているような印象と言いますか、そのところが、やはり説明がね、わかりにくいという印象を受けるんですけど、地域の皆さんにどう説明すればいいのかという、なるんですけど、市のほうはどういったことで、こういう免除としながら使用料のところこういうふうになっているかということをとちょっともうちょっとわかりやすくお願いしたいんですが。

○農村・里山担当課長 経費がですね、その管理する経費が、除草剤とかですね、それから水道料とか、そういった物件費が消費税増加に伴いまして増加する、その分をですね、消費者には当然負担していただきたい。そのようなことで消費税分を、使用料の増額をお願いするものでございます。

○委員長 よろしいですか。ほかにありますか。

○中村努委員 全体的なことになるのでおわかりになる方で結構ですけど、本会議から引き続いて今回の条例改正は大体3つくらいの要素が絡まっています。国のほうから消費税改定分をしっかりと転嫁しなさいという強い要請があったということと、今度コスト面で消費税が上がるのでコストが上がった分見直さなきゃいけないという点と、それから3年に1回の使用料の見直し、この3つが絡まってこういう条例改正になったという説明だったんですけども、これは国の物価担当官会議申合せっていう文書が市にも来ているかと思いますが、消費税率引上げに伴う公共料金等の改定についてという通知の中で、公共料金の改定がされる場合には、税負担の転嫁にかかわる改定分とそれ以外の要因による改定分とを区分して公表する等、利用者の十分な理解が得られるように努めるっていうふうに書いてあるんですが、今回の条例ですと、その辺の、今の質問も同じようなことだと思うんですが、その辺の説明、わかりやすい公表ということがないように感じるんですが、どのような形で説明されるのか、その辺お願いします。

○委員長 答弁を求めます。

○財政課長 今回の改正につきましては、委員申されたように、3年に1度の見直しにあわせて消費税率のアップを転嫁する見直しとともに、現行のそれぞれの公の施設のコストに対する使用料収入を検証いたしまして、本来あるべき利用者負担はどのぐらいの割合が適切かというような見直しも同時に行っております。なおかつ消費税の導入によりまして支出、光熱水費を初め維持管理費、それから維持補修費、こういったものが確実に増額と

なりますので、その人件費を除きました消費税の増分も加味をいたしまして、消費税率を転嫁する見直しを行ったということでございます。結果として改定率が3%以下というようなことになったわけでありまして、既に3%以外のもの、例えば小坂田のマレットゴルフの使用料、それから中央スポーツ公園のサッカー場の使用料等につきましても、この同じ一連の見直しの中で改定をしたわけでありまして、これにつきましては12月の議会に提出をさせていただいたということでございます。

○中村努委員 それはわかるんですけども、要するに利用者等の十分な理解が得られるように、区分して公表しなさいというふうに書いてあるんですけど、区分して公表してないものですから、これからの公表の仕方、これは消費税転嫁分ですよ、これはコストの部分ですよというような表示をしなければならないというふうに思うんですが、今後どういうふうに考えますか。

○財政課長 お認めいただきました上は、公表につきまして、ただいま委員申されたようなわかりやすい公表の仕方に努めるよう検討していきたいと思っております。

○委員長 ほかにありますか。ありませんか。

○中村努委員 個別のことでお聞きしますけれども、回数券の場合ですね、細かいことで何なんですけど、3月中に購入した回数券というのはそのまま4月以降も使えるのかどうか。幾つか四、五件、今説明の中にあつたと思うんですが、いかがですか。

○委員長 答弁を求めます。

○ブランド観光課長 議案第29号のほうで説明をさせていただきますけれども、これは資料ではなくて本文のほうでありますけれども、経過措置としてですね、同日、要するに4月1日以前に納入した使用料については、なお従前のおりということですので、従前の5%であります。

○中村努委員 駐車場関係は違いますね。

○商工課長 大門駐車場等ですね、回数券でございます。これにつきましては、そもそも金券という形ではございますけれども、3月中の購入につきましては、引き続き4月以降も使えるという形でございます。

○中村努委員 駐車場は自動支払機ですよ。その3月中に買った回数券を4月以降に入れたら、その差額は請求されないんですか。

○委員長 答弁を求めます。

○商工課長 金額、今回300円ということで変更がございません。30分券ですね。済みません。30分券については変更がございませんのでそのまま使えますし、そもそもこれ、金券でございますので、購入いただくときの単価が変わるということでございます。具体的に申し上げますと、正規では1,320円になるんですが、それを現在1,220円のを1,250円でお買い求めいただくということでございますので、その回数券自体の価値は変わらないということでございます。30分はとめられるということでございます。

○中村努委員 そうではなくて、例えば。

○商工課長 82ページの大門駐車場の回数券でございます。

○中村努委員 その82ページの、現行では8時から9時半までの30分券11枚が1,220円で買えるわけですよ。それを4月以降に使ってあそこに入れた場合、この新しい1,250円との差額だから30円分っていうのは別途精算されないということ。

○**商工課長** 現在ですね、30分券を11枚つづりのものは1,320円が定価でございます。これが1,220円で御購入いただけるということでございまして、これが今回消費税の導入に伴いまして1,250円で1,320円のものがお買い求めでございますので、回数券自体の価値は変わらないということでございます。

○**経済事業部長** ちょっと、補足ですね、議案第27号の経過措置を見ていただきたいんですが、今、商工課長が説明しているように、答弁させていただいているように、経過措置の中で盛りさせていただいてます。駐車場の使用許可、利用許可っていうのは、利用許可は指定管理だから利用なんですけど、それは券を交付したときに許可するという行為をとっておりますので、その部分については、既に許可をいただいているものについては従前の措置のままさせていただくということになっております。

○**委員長** よろしいですか。ほかにありますか。

○**永井泰仁委員** 駐車場の税が変わって4月1日からってことですが、券売機のね、そういう対応だとか、それに余分な経費がかかるのか、その辺の切りかえにかかわる問題は、経費はかかるかかからないか、どうでしょうか。

○**商工課長** 実はですね、昨年4月1日から駅前駐車場の関係ですか、料金の改定がございました。その際にもですね、4月1日の午前0時をもちましてシステムを変えたというような形をとらせていただいております。具体的には、そういった形で午前0時に業者側のほうでシステムを変えるというふうな形でのシステム改定を行うということでございます。当然それに対しましてはですね、経費がかかります。ただそれは、指定管理料の利用料金収入の中での対応ということでさせていただいております。

○**委員長** よろしいですかね。ほかにありますか。よろしいですか。

○**牧野直樹委員** ちょっと教えてください。広丘駅前広場と塩尻駅前広場の中で、タクシーの1カ月1台当たりのっていうやつが出てきましたけど、塩尻駅と広丘駅と同じ1台、値段が同じですよ。それで、広丘駅は前に2社だけが独占だったか、何かだったんですけど、塩尻駅と広丘駅がなぜ同じかっていうのが1つ。それと現在、広丘駅は何社入っているのか。それと塩尻駅及び広丘についてですけど、塩尻タクシーがトラビスジャパンに変わったのと名鉄中央が多分アルピコに変わっていると思うんで、その辺のちょっと状況っていうかは、教えてくださいませんか。

○**委員長** 答弁を求めます。

○**商工課長** 塩尻の駅前につきましてですが、西口と東口がございまして。現在18台の駐車能力という形で、東が12台、西が6台でございます。今、委員、言われますように3つの会社でそれぞれ占有させていただいているということでございます。金額がどういった形かというのは、ちょっと私は今、あれなんですけど、会社につきましては現在、今変わっているということでございまして、契約のほうさせていただいているという状況でございます。

○**建設課長** 広丘駅前につきましては、担当係長のほうから御説明します。

○**総務管理係長** 建設課の総務管理係の原です。広丘駅前の広場のほうについては、現在、タクシー会社につきましては一応4社入っております。場所は先ほど課長のほうから申し上げたとおり、西口に3カ所、東口に1カ所という形で設定をさせていただいて、4社の業者の方から料金のほうを頂戴をしているところでございます。以上です。

○**牧野直樹委員** 広丘駅はわかりました。塩尻駅の3社っていうのは、従来からの3社ですかね。これ、多分JRとの関係があると思うんですけど。

○**商工課長** 済みません、後ほど確認させていただきたいと思います。

○**牧野直樹委員** それともう1回。さっき広丘駅と塩尻駅が、なぜ同じ値段かっていうやつ。何でもいい、理由。

○**商工課長** 同じですね、駅前で占用する上ですね、金額が違うというのは公平ではないということで同じ料金に設定されていると思います。

○**牧野直樹委員** 広丘駅、従前は多分2社で、西口だけだったときは2社でやってた。そこへ新規参入で2社ふえていると思うんですよ。広丘駅、あんだだけ整備をしたっていう中で、土地の単価としてはどっちが、塩尻の駅前が高いのか広丘の駅前が高いのかっていうそういう問題もあるんで、そこらをもっと検討していただいて、いきなり一緒じゃちょっと何とも言えないと思うんですけど、いかがですか。

○**商工課長** 確かにですね、委員言われますように、いろいろな状況がですね、広丘駅前と塩尻駅前では違うというのは確かにありかと思えます。しかしながらですね、同じ企業側のほうですね、同じ駅前のほうで営業していく中ではですね、同じ料金でっていう形での御要望があったものというふうに推察をさせていただいてございます。

○**牧野直樹委員** 何て言うのかな、駅前の駐車場、特にタクシーなんだけど、既得権というようなやつがはびこっていて、なかなか新規の会社が入って来れないっていうようなそういう状況の中で、単価にもうちょっとつけ加えるものがあるかもしれないかなど。なかなか新規のは参入が難しいんで、よく広丘駅は4社になったと思っている。これは地元のタクシーの寛容な心で入れたと思うんだけど、そうすることによって、そしたら広丘はもっと安くするとか、塩尻が同じ3社だけだったらもっと高くするとか、そんなようなことも今後考えて、これ以上言ってもあれなんで、考えていっていただきたいなという、とりあえず要望で、さっきの何か調べてもらうのはいいです。

○**商工課長** 数社のタクシーのですね、企業さんが入っておられますので、また協会もございますので、協会の方ともまた御相談させていただきまして、検討させていただきたいと思います。

○**委員長** よろしいですか。ほかにありますか。

○**中村努委員** 公営住宅の駐車場の関係ですが、市で経営している公営住宅の駐車場の使用料を、今回のように条例で定めているところと規則で定めているところ、それから住宅使用料に含めているところ、いろいろあると思うんですが、その辺の縦分けの基準を教えてください。

○**建設課長** 担当係長から説明します。

○**住宅係長** 建設課の吉井です。条例で駐車料金を定めているのは、小井戸、吉田、君石、それから雇用促進と若者定住で5団地になります。それから駐車料込みについては、贄川のA、Bと平沢、宮下、奈良井と奈良井中町団地で6団地になります。それからあと駐車場料金、特にうたっていないところは、上ノ原、原口、西原、西条、牧野、高出の6団地で、その内訳とすると、もともと合併があったんですけども、合併以前の楢川にある住宅については駐車料金込みになっています。それから、もともと市にあったほうで駐車料金と分けて取っているところについては、平成以降に建てた住宅については駐車料金を取っています。以上です。

○**中村努委員** 今、最初の説明で、市営住宅の幾つかも条例で定めている中に含まれていたんだけど、違います

よね。

○住宅係長 済みません、説明不足でした。条例についてはですね、雇用促進と若者定住だけで、あと市営のほうの小井戸、吉田、君石の3つについては規則で定められています。以上です。

○中村努委員 それで、そういうふうに分ける理由をお聞きしたいんです。なぜ条例なのか、なぜ規則なのか。

○委員長 答弁を求めます。

○建設事業部長 済みません、私も少し不勉強で申しわけないんですが、それぞれもとの法律がありまして、それの中での扱いで、そういうふうになっている部分が一部にあるかと思います。その辺は少しこれからきちんと精査させていただいてですね、整理をさせていただいて、検討できる場所があれば、そのような形で取ることが可能であればですね、そこはちょっとやりたいと思いますけれども、条例法との関係がありますので、その辺はちょっときちんと再調査してから対応したいと思います。

○中村努委員 というのも、要は本会議でも申し上げましたけれども、公営住宅の駐車場というのは、使用料の中に含めれば消費税と関係なくなるし、分けると消費税の影響が出てきてしまうので、しっかりその辺精査をして統一感のあるものにしていただいて、できることであれば使用料の中に含めて、そこに住まわれている方の負担がふえないような工夫っていうことも、これはぜひ検討していただきたいと思います。

○委員長 要望でいいですか。

○中村努委員 はい。

○委員長 ほかにありますか。

○経営管理課長 済みません。私から補足がございまして、水道事業ほか会計3項目でございまして、経過措置の中で、3月から4月にかけて継続して使用されている方は、今までどおり4月分は、とお話しさせていただいたんですが、4月の検針分使用料ということでございまして御理解願いたいと思います。以上です。

○委員長 よろしいですか。

○永井泰仁委員 そうすると4月の検針だから、実際に納付書とか差引きのは何月になります。

○経営管理課長 5月になります。

○委員長 よろしいですか。ほかにはありますか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないので、次に一括して討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないので、一括して採決を行います。議案第18号から議案第39号までのうち、議案第25号及び議案第28号を除いた20件を一括して採決いたします。以上20件について、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第18号から議案第39号までのうち、議案第25号及び議案第28号を除いた20件は、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

ここで10分間の休憩をいたします。11時10分から再開いたします。

午前11時01分 休憩

○委員長 それでは、休憩を解いて再開いたします。休憩前に引き続き議案審査を行います。次に進みます。

議案第25号 塩尻市商工業振興条例の一部を改正する条例

○委員長 議案第25号塩尻市商工業振興条例の一部を改正する条例を議題とします。説明を求めます。

○商工課長 議案関係資料の75ページからお願いをいたします。議案第25号塩尻市商工業振興条例の一部を改正する条例についてでございます。1番の提案理由でございますが、市の産業振興施策の実施において、商工業者、市内産業支援機関等が連携して推進することを目指すために、必要な改正をするものでございます。

2番の概要でございます。(1)といたしまして、この条例の目的に、商工業者、市内産業支援機関等が市と連携し、市内の商工業の振興及び地域経済の活性化に寄与していくことを規定するもの。(2)といたしまして、市の責務並びに商工業者及び市内産業支援機関の役割を規定するものでございます。

3番の条例の新旧対照表につきまして、後ほど御説明をさせていただきます。4番の条例の施行等につきましては、平成26年4月1日から施行するものでございます。

76ページからごらんをいただきたいと思っております。左側の改正案でございます。まず、1番の目的の第1条の関係でございます。これまで市主導です、商工業の振興施策の実行をやってきたものでございますが、この条例の改正の中では、市の役割と商工業者の役割を明確にいたしまして、平成24年3月に策定いたしました工業振興プランの支援体制の支援主体と、その役割に基づきまして条例を改正するものでございます。商工業の振興、企業立地の促進、地場産業の強化、また雇用機会の拡大を図るために、商工業者や市内産業支援機関がその役割を担うというものでございます。

第2条の関係でございます。第2条第1項第6号(6)番におきまして、市内産業支援機関について定義をさせていただきます。その中で市内の産業支援機関といたしまして、塩尻商工会議所、一般財団法人塩尻市振興公社、一般財団法人塩尻・木曾地域地場産業振興センターの3社を定義させていただきます。

第3条関係、市の責務でございますが、先ほど御説明申し上げました第1条の目的を達成するための施策を実施することとしております。第1項の第1号(1)番でございますが、商工業者の経営基盤の強化また経営環境の向上ということでございまして、補助金、人材育成、新技術開発等の施策を行っていくものということでございます。(2)番でございますけれども、資金を確保するための融資の関係についてお示しをさせていただきます。第3号では労働力の確保及び従業員の福祉の増進、第4号では情報収集及び提供、第5号ではその他市長が認めるものということでございます。

商工業者の役割、第4条関係につきましては、商工業者の役割を定義させていただいたものでございます。

第5条関係、市内産業支援機関の役割でございますが、先ほど申し上げました3社、それぞれの専門性や特性を生かし、商工業者のニーズに応じた支援に努めるものとさせていただきます。塩尻市商工業振興対策事業補助金の執行に当たりまして、補助事業の内容により3社により対応することが具体的な内容でございます。

まず、商工会議所におきましては、経営指導や経営相談等を行っておりますので、そういった立場での対応を

させていただくということでございまして、補助金のメニューにつきましては、受発注支援事業、商店街活性化事業、商工団体等活動運営事業、また人材育成活用事業の補助金を担っていただくというものでございます。

また振興公社につきましては、製造業コーディネーターやICT系のコーディネーター等の企業訪問によりまして、新技術や新商品の開発など支援を行う立場での対応をさせていただくということでございまして、具体的な補助金のメニューといたしましては、創造的技術開発事業、創業支援事業、また海外展開の支援事業の補助金のメニューでございます。

また地場産センターにつきましては、御存じのように木曾漆器を中核といたしました地場産品等、市内産業の特産品の振興支援の立場での対応をさせていただくというものでございます。

あと、78ページの別表第1と第3条関係につきましては、今回改正案では廃止をさせていただきまして、要綱定めとさせていただきたいというものでございます。概要は以上でございます。よろしく申し上げます。

○委員長 質疑を行います。委員より御質問、御意見ありますか。

○牧野直樹委員 済みません。市内産業支援機関ってというのは、初めてここに言葉が出てきましたけど、市内産業支援機関ってというのは、行政に何かの審査をお願いをして、それが支援の対象になる、そういう機関のことですか。

○商工課長 先ほど申しあげましたように、工業振興プランの中です、その工業振興プランの実現に向けた支援体制ということで、この3社をお示しをさせていただきまして、それぞれの役割を定めさせていただいてるということでございまして、その工業振興プランに基づきまして、ここで定義をさせていただいたということでございます。

○牧野直樹委員 それはあれかい、会議所と振興公社と地場産センター、こういうことかい。

○商工課長 はい。

○牧野直樹委員 わかりました。

○委員長 よろしいですか。

○牧野直樹委員 はい、いいです。

○中村努委員 今の市内産業支援機関、それぞれ挙げられましたが、こうすることによって、それぞれの団体で何かやることに変わりがありますか。

○商工課長 特に今までの支援体制とは変わりはございません。ただ先ほども申しあげましたように、現在、商工業の振興対策補助金のメニューがございます。今まで全て市のほうで担っておった部分があったんですが、先ほどのそれぞれの立場です、企業訪問、また経営相談等を行っておりますので、企業側ではですね、普段接していらっしゃるそれぞれの機関の担当者と密接にこういった連携をとっておりますので、そういった状況を把握する中でですね、ニーズに合ったような形です、補助金の執行を速く速やかにですね、ニーズに合ったような形での支援ができるということでございまして、特に支援機関での体制につきましては、特に変更はございません。

○委員長 よろしいですか。ほかにありますか。

○永井泰仁委員 もうちょっと指定の幅を広げられないのかね。例えば、まちづくり元気カンパニーとか広丘商工会とか、そういうのはどういうことでだめでしょうか。

○**商工課長** ここではですね、先ほども御説明させていただきましたとおり、補助金のメニュー、あるいは今までの連携支援体制、こういうことも明確にさせていただいたということでございます。今、委員おっしゃいます商店街、広丘商工会等の関係につきましては、今現在もですね、商工会議所また市、それぞれの立場でですね、ニーズをお伺いしながら更新をさせていただいているというような状況でございます。当然ここに定めているもの以外での支援というものは、今までどおり各機関と連携させていただいて取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○**永井泰仁委員** 基本的なことはわかりましたが、今まで以上に支援をしていただくように要請をしておきます。以上です。

○**委員長** 要望でいいですか。

○**永井泰仁委員** はい。

○**委員長** ほかにありますか。よろしいですか。

〔「なし」の声あり〕

○**委員長** ないので、討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○**委員長** ないので、採決を行います。議案第25号塩尻市商工業振興条例の一部を改正する条例については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○**委員長** 異議なしと認め、議案第25号塩尻市商工業振興条例の一部を改正する条例については、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。次に進みます。

議案第28号 塩尻市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

○**委員長** 議案第28号塩尻市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。説明を求めます。

○**都市計画課長** 議案説明に入る前にですね、資料をお配りしたいですが、よろしいでしょうか。

○**委員長** それでは、配付をお願いします。

○**都市計画課長** それでは、渋沢団地地区計画を資料として配付をさせていただきます。よろしくをお願いします。

では、よろしくお願いたします。議案関係資料の84ページをお願いいたします。議案第28号塩尻市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例。1、提案理由でございます。渋沢団地地区整備計画区域をこの条例の適用区域に加えることに伴い、必要な改正をするものです。概要、渋沢団地地区整備計画区域内における建築物の用途、構造、敷地に関する制限について定めるものでございます。3番といたしまして、条例の新旧対照表は後ほど説明をさせていただきます。4といたしまして、条例の施行等、平成26年4月1日から施行するものでございます。

その右のページの85ページの着色した部分が、この地区計画の区域となりますのでお願をいたします。この渋沢団地の地区計画につきましては、塩尻市片丘北熊井におきまして、かつて市が開発を行った市営住宅渋沢団地の廃止に伴いまして、跡地を利用した一般向け住宅団地の造成を行い、良好な住環境を整備することで既存

集落のコミュニティの維持、活性化を図り、若者等の定住促進へとつなげるため、隣接する既存住宅地を包含する形で、渋沢団地地区計画として平成25年12月10日に都市計画決定をいたしました。

今、お手元にお配りした資料をごらんいただきたいと思います。上から名称、それから位置、面積の記載があり、その次のところにですね、左側になりますけど、区域の整備・開発及び保全の方針というところがございます。その中で、上から2つ目になりますけど、土地利用の方針がございます。土地利用の方針といたしましては、一戸建て住宅を中心に、低層住宅としての土地利用を図るということにさせていただいております。それから、その下の一番左の下枠になりますけど、地区整備計画という欄がございます。その中に、下になりますけども、建築物等に関する事項ということで縦書きで定めてありますけれども、この定めてあるものにつきまして、このたび条例で定めるという形になります。

それでは、議案関係資料の86ページをごらんいただきたいと思います。新旧対照表をごらんください。本条例の第2条では、条例の適用区域として、そこにあります別表第1に掲げる区域ということで、地区整備計画区域を定めておりますけれども、改正案といたしましては、14番の片丘山麓しのめ地区整備計画区域のあとにですね、15として渋沢団地地区整備計画区域を追加をするものでございます。区域といたしましては、平成25年塩尻市告示第80号に定める塩尻都市計画渋沢団地地区地区計画区域のうち、地区整備計画が定められた区域とさせていただいております。この告示の区域が先ほどのグレーの着色の部分で、面積は1.7ヘクタールとなっております。

続きまして、その86ページの一番下に別表第2とございますけども、条例では、別表第2といたしまして建築物の制限を規定をしております。87ページのところの一番上に、15といたしまして渋沢団地地区整備計画区域ということで加えさせていただくものでございます。これは、先ほど配付させていただきました地区計画の下段の欄の地区整備計画建築物等に関する事項を記述をしたものでございます。1番といたしまして、建築してはならない建築物等ということでありますけれども、次に掲げる建築物以外の建築物として（ア）一戸建ての住宅、（イ）兼用住宅、これは建築基準法施行令第130条の3に規定する住宅ということで、これは何かと申しますと、兼用住宅で延べ面積の2分の1以上を居住部分として使用をして、残りの50平米を超えない部分を、例えば事務所でありますとか店舗等として使用する住宅ということで、事例を申しますと、日用品の販売ですとか食堂、美容院、クリーニング店等がこれに当てはまってまいります。それから（ウ）といたしまして、（ア）及び（イ）に掲げる建築物に付随する物置、車庫その他これらに類するもの、（エ）といたしましては集会所、（オ）としてゴミステーションということになってございます。その下の（2）容積率の最高限度は10分の15としております。これは、市街化調整区域では10分の20つまり200%までいいわけでございますけども、これを150%に制限をすることによりまして、空地を確保して良好な環境をつくっていきたいということでございます。それから、その次の（3）建ぺい率の最高限度、それから（4）敷地面積の最低限度につきましては、ここでは規定はいたしません。ちなみに建ぺい率については通常の市街化調整区域と同じで60%、敷地の最低限度は県条例によりまして300平米という形になってございます。それから、次の（5）壁面の位置の制限でございます。外壁等の位置につきましては、道路境界線とは1.5メートル以上、隣地の境界線とは1メートル以上離して建築することといたしまして、建て詰まりを防ぎ日照と通風を確保するというところでございます。88ページをお願いいたします。適用除外の建築物等につきましては、（ア）外壁等の長さの合計が3メートル以下、

(イ)といたしまして物置等で軒高が2.3メートル以下、かつ床面積の合計が5平米以下、(ウ)といたしまして自動車車庫等で軒高2.3メートル以下、(エ)といたしまして条例規定時に現存するものなどでございます。

(6)建築物の高さの制限でございます。(ア)といたしまして最高の高さ10メートル以下、それから軒高につきましては7メートル以下とさせていただいております。高さ制限につきましては、県の市街化調整区域の開発許可基準の高さに指定がありまして、これが10メートルになっていますので10メートルと規定させていただいておりますし、軒高につきましては、建築基準法によりまして第一種、第二種低層住居専用地域の規定で日影規制というのがございまして、これが7メートルというふうになっているものですから、それをここに入れていただいておりますというものでございます。建築物の制限につきましては、内田原の片丘団地の建築協定と同じ形で整合を図っております。以上でございます。

○委員長 質疑を行います。委員より御質問、御意見ありますか。

○丸山寿子委員 お願いします。まず、ちょっと最初に名称なんですけど、86ページのところにもありますが、渋沢団地地区整備計画区域、渋沢団地という言葉をやっぱり相変わらず使っていかないと、これは規定でいけないわけですかね。これ、整備が終わった後の名称についてはどうなるのか、ちょっとまず確認させてください。

○都市計画課長 これは、地区計画を定めたときにですね、こんなような形で渋沢団地地区の渋沢団地があったもんですから、こういった形で、地区整備計画ということで地元の皆さんともお話をさせていただいて、こういった名称にさせていただいたので、条例についてもこんな形で加えさせていただきたいと思っております。その後もですね、整備後の名称等については、今のところですね、この地区計画はこういう名称ですけれども、後の名称は、これからどんなような形にしていくかっていうのはですね、これから検討させていただきたいと思いません。

○丸山寿子委員 渋沢団地は県営のほうの住宅で建たらなかったところに移していただいたので、ちょっとこういう名前だと、ちょっとよく考えないと混乱するかなというようなところがあるので、またよろしく願いしたいと思います。

それから、済みません、敷地面積の最低限度ということで以前からも出されていますけれども、県の条例のとおりで非常に広い面積というようなことで、その辺は変わらずなのか、その辺についてお聞きしたいんです。

○都市計画課長 これにつきましては、新しい計画をつくるときにですね、いわゆる300平米のことについて大変お話をいただいて、中でも検討をしてきたものでございます。おっしゃるように、ちょっと300平米というのはちょっと広い部分でございまして、何とかそれできないかっていう形ですね、県のほうとも調整をさせていただいたんですが、県条例のほうで決まっているということで、特段除外規定もございませんし、これに倣って地区計画を定めるしかないということで、県のほうとは打ち合わせになっております。今後のですね、住宅団地等の整備に関してはですね、この広い部分をどういうふうに生かしていくのかということですね、これは事業部の中でもですね、今後の計画、それから分譲に際してですね、当然考えていかなきゃいけないということでは捉えておりますので、そんなことでお願いします。

○丸山寿子委員 この場所が本当に宅地で残って、本当に地域としては本当にありがたく思っているわけなんですけれども、今お答えもありましたけれども、その分譲に際して、やはりこの広さについて地元でもやはり話

題になっているところではありますし、冒頭で若者への定住促進というようなね、説明もありましたけれども、なかなか若い人たちが購入して家を建ててもらえるかということが非常に切実なところがありますので、できる限りそういったことで配慮をしていただくようお願いをしたいと思います。それで、市によっては、長野と松本ですかね、とか一部市によっては、こういう県の条例でなくて独自にやっているところがあるようなんですけど、うちの市はこれからというのは無理なんでしょうか。

○都市計画課長 長野と松本はですね、特定行政庁になっておりまして、それぞれの市でですね、開発に関する審査を行えるっていうことになっていまして、当市はそういう形になっておりませんので県条例に従うということです。

○委員長 よろしいですか。ほかにありますか。

○永井泰仁委員 条例の中身としては特に問題はないと思いますんで、今この団地の取り壊し作業はどんな進捗状況か、それだけお聞きしたいと思います。

○建設課長 担当係長から御説明します。

○住宅係長 今、進捗ですけれども、この前の大雪があったものですから若干遅れてはいますが、今のところの予定は、計画どおり3月いっぱい壊しちゃうということになっております。それで、状態としてはですね、今、大体建物の半数がもう壊しちゃった状態になっています。残っているものについては、内装の木材とかですね、分別をしながらやっているものですから、残り半分についてもまだ建屋は残っているんですが、中についてはもうほとんど空洞の状態になっています。一応その瓦れきが終わった時点で、今度基礎のほうの解体に入っていく予定になっています。以上です。

○委員長 よろしいですか。

○永井泰仁委員 わかりました。

○委員長 ほかにありますか。よろしいですか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないので、討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないので、採決を行います。議案第28号塩尻市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第28号塩尻市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例につきましては、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。次に進みます。

議案第41号 市道路線の廃止及び認定について

○委員長 議案第41号市道路線の廃止及び認定についてを議題といたします。説明を求めます。

○建設課長 それでは、114、115ページをお開きください。議案第41号市道路線の廃止及び認定。提案理由につきましては、市道路線の道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定により、議会の議決を求めらるのでございます。

概要につきましては、4路線を廃止、新たに3路線を認定するものでございます。信州Fパワープロジェクトに伴うものでございます。上段に廃止路線が4路線ありまして、下段に認定路線3路線となっております。

1ページ、116、117ページをお開きください。現在あります、116ページにございます5360L=361メートル、これを廃止をいたしまして、117ページのほうを見ていただきたいと思います。Fパワープロジェクトの外周にぐるりと1、374メートルということで、5405番の堀田自然公園線ということで認定をし、済みません、前後して申しわけございません、5404につきましては、終点に回転広場を設けまして、その分が1メートル延長が伸びました。その上の5403につきましては、途中一部路線を廃止し、1、107メートルが808メートルということで認定をするものでございます。

115ページにお戻りください。これに伴いまして、総路線数が4路線廃止の3路線認定ということで2、459路線、総延長につきましては、201メートルの増ということで、88万9、426メートルとなりました。以上、よろしく御審議のほどお願いします。

○**委員長** それでは、質疑を行います。委員より御質問、御意見ありますか。

○**中村努委員** Fパワーの関係でということですが、この市道ができた後、工事事業者の専用道路みたいな使い方とか、一般の方が使えるとか、何かしら規制っていうのはかかってくる場所はあるんでしょうか。

○**F Pプロジェクト推進室長** 市道認定されます道路については、敷地の外周部分、それから高ボッチ側の東側への林道等に接続している道路でありますので、特段一般の利用に対する規制というのはございません。

○**委員長** よろしいですか。ほかにありますか。

〔「なし」の声あり〕

○**委員長** ないので、討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○**委員長** ないので、採決を行います。議案第41号市道路線の廃止及び認定については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○**委員長** 異議なしと認め、議案第41号市道路線の廃止及び認定については、全員一致をもって原案のとおり可決するものと決しました。次に進みます。

議案第42号 平成26年度塩尻市一般会計予算中 歳出4款衛生費中1項保健衛生費6目環境保全費のうち合併処理浄化槽設置事業及び2項清掃費1目し尿処理費、5款労働費（1項労働諸費3目ふれあいプラザ運営費を除く）、6款農林水産業費、7款商工費、8款土木費、11款災害復旧費

○**委員長** 議案第42号平成26年度一般会計予算について中、歳出4款衛生費中1項保健衛生費6目環境保全費のうち合併処理浄化槽設置事業及び2項清掃費1目し尿処理費、5款労働費（1項労働諸費3目ふれあいプラザ運営費を除く）、6款農林水産業費、7款商工費、8款土木費、11款災害復旧費を議題といたします。4款衛生費中1項保健衛生費6目環境保全費のうち合併処理浄化槽設置事業及び2項清掃費1目し尿処理費について説明を求めます。

○**下水道課長** それでは、予算書のほうは186、187ページ、予算説明資料につきましては51ページにな

りますのでお願いいたします。4款1項6目の19節負担金補助及び交付金のうち187ページ上から2つ目の白丸、合併処理浄化槽設置事業449万1,000円であります。主なものにつきましては、合併処理浄化槽設置事業補助金440万円であります。この補助金につきましては、公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業のいわゆる集合処理区域外におきます生活排水における公共用水域や地下水の水質汚濁防止を図り、衛生的で快適な生活環境をつくるため、合併処理浄化槽設置者に対して補助をいたすものであります。来年度につきましては、7人槽4基を見込んでおります。

続きまして、190、191ページをお願いいたします。4款2項1目のし尿処理費でございます。まず、嘱託員報酬などの人件費関係につきましては、人事課などの対応としておりますので、以降の労働費、農林水産業費、商工費、土木費の説明については、省略をさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。まず、191ページ一番下の白丸、し尿処理施設管理費でございます。この予算につきましては、農業集落排水事業、特定環境保全公共下水道事業、合併処理浄化槽の汚泥、それからし尿を衛生センターで受け入れまして前処理をした後、公共下水道へ流入させるための費用となっております。その3,608万1,000円のうち主なものについて申し上げます。まず、上から2つ目の黒ポツ、消耗品費でございます。421万円です。主なものにつきましては、薬品代の活性炭、ポリ硫酸第二鉄等の購入費でございます。一番下の黒ポツ、電力使用料でございます。769万5,000円です。これにつきましては、衛生センターでの施設稼働に要する電力費及びポンプ稼働に要する電力使用料でございます。続きまして、192、193ページをお願いいたします。上から2つ目の黒ポツ、営繕修繕料893万6,000円でございます。この修繕料につきましては、来年度は破碎機の修理及び同じく破碎機の自動弁の交換、ドラムスクリーンの修理、スクリュープレスの修理、し尿供給ポンプ等の修理を予定しております。それから下のほうへ行きまして、一番下から10番目の黒ポツ、機械設備点検業務委託料852万2,000円でございます。この委託料につきましては、自動扉の点検、それから天井の在車センサーの点検、し渣の袋詰め装置の点検、計装コンプレッサーの点検、中央監視装置の点検等を予定しております。私からは以上です。

○委員長 次に、5款労働費について説明を求めます。

○商工課長 それでは、予算書の198、199ページをお開きください。あわせて予算(案)説明資料の25ページから27ページをごらんいただきたいと思います。予算書の説明欄の主な事業につきまして御説明申し上げます。5款労働費第1項労働諸費1目労政費のうち、上から2つ下ですね、労政事務諸経費でございますが、一番下の廃棄物処理手数料100万円でございますが、この3月末で廃止いたします塩尻高等職業訓練校の焼却炉などの不要な物品等を廃棄するための処理手数料でございます。現在、吉田西防災コミュニティセンター等でですね、その備品を使いたいということもございますが、その残った不要備品等の廃棄をいたすものでございます。

その下の白丸、労働者福祉対策事業でございますが、その下の黒ポツ、中小企業退職金共済掛金補助金540万円でございますが、中小企業者退職金共済等の掛金を支払った事業主に対しまして130事業所600人を対象に補助するものでございます。その下の黒ポツ、勤労者福祉サービスセンター運営補助金800万円でございますが、個人事業所を含めた中小企業勤労者の福利厚生を図る塩尻筑南勤労者福祉サービスセンターへの運営補助金となっております。この財源は朝日村、山形村からの負担金237万3,000円を合わせまして補助す

るものでございます。その下の黒ポツ、勤労者住宅建設資金利子補給金219万6,000円でございますが、要件といたしまして、年間所得が550万円以下の勤労者が新築及び増改築、住宅建築用の用地取得のために要しました3年間の利子の総額20%相当分を補給金といたしまして支給するものでございます。その下の黒ポツ、労働対策振興費補助金145万円でございますが、勤労者等の団体で構成いたします塩尻地区労働者福祉協議会への助成金となっております、労働者の自主的な福祉活動を目的といたしまして労福協フェスティバル、また交流事業、また福祉施設、駅前清掃のボランティア活動などの勤労者福祉活動事業につきまして補助するものでございます。2つ下の黒ポツ、勤労者福祉資金融資預託金8,000万円でございますが、勤労者等を対象といたしまして、返済期間が10年以内、貸付利息につきましては固定金利で1.84%、変動金利では1.59%といたしました融資のための原資を、限度額200万円でございます、金融機関に預託をするものでございます。平成25年度につきましては、これまでに5件、新規融資額765万円のあっせん実行額となっております、預託倍率は2.5倍となっております。現在、融資残高が減少になったことに伴いまして前年対比2,000万円の減額となっております、この預託金につきましては年度末に金融機関のほうから返還されるという内容のものでございます。

次の白丸、雇用対策事業の一番上の黒ポツ、臨時職員賃金156万2,000円でございますが、現在えんば一くの4階にございます塩尻ふるさとワークにおきまして受付業務を担当しておりますが、嘱託職員から臨時職員の賃金ということで変更させていただくものでございまして、平成24年度は本相談には1万9,000人の方がお見えになっておりまして、月平均1,600人といった相談件数がございます。本年度も月1,500人の来所がございます。4つ下になりますが、黒ポツ、子育てしたくなるまち環境整備事業委託料799万7,000円でございます。この事業につきましては、本市における潜在的な新たな働き手として期待されます20代から30代の子育て世代の女性、また今後出産を控えております女性、また将来結婚や出産を考えている女性です、今後仕事と子育てが両立できるライフプランにあった支援ができますように、ハローワークや商工会議所、市内企業と連携いたしまして、本地域での就業を目指すための事業でございまして、塩尻市振興公社へ委託をして行う事業でございます。主な内容につきましては、対象者本人や、また主体企業の意識改革をいたしまして、また就業に関するスキルアップの研修などの人材育成、また就労に結びつくコーディネートなどの就労支援の実施によりまして、継続的な就労支援体制や本事業の仕組みの構築などを実施いたします。実施期間といたしましては基本的には1年間といたしまして、現在参加者100名を予定しておりまして、30名以上の就労を目指してまいりたいと考えております。なお、この事業につきましては、現在国の地域少子化対策強化交付金の10分の10を活用して実施をいたす予定でございます。下から2番目の黒ポツ、塩尻地区労務対策協議会補助金110万円でございますが、塩尻地区労務対策協議会の助成金でございまして、新規就職者研修会やまた高校生を対象といたしました就業意識啓発セミナー、学校教職員と地元企業との情報交換、また企業視察、就職面接会等を実施する活動に対しまして補助するものでございます。その下のシルバー人材センター補助金1,092万円でございますが、シルバー人材センターの運営にかかわります補助金でありまして、補助金のうち143万4,000円につきましては、朝日村が負担することとなっております。平成26年度から国の国庫補助基準額が変更になったことによりまして、前年対比2万7,000円の増となっております。その下の白丸、技能者褒賞事業31万8,000円でございますが、市の技能者褒賞要綱による技能功労者、優秀技能者への記念品代の経費

及び式典の諸経費、盆栽の借上料などでございます。

200、201ページをお開きください。2目の勤労青少年ホーム管理費のうちの白丸、ホーム運営諸経費のうち上から3つ目の黒ポツ、営繕修繕料65万9,000円でございますが、勤労青少年ホーム体育室の水銀灯の交換、また体育室天井下にありますはめ殺しの窓ガラスが割れておりまして、この2カ所の取りかえ修繕を行うものの費用でございます。その下の黒ポツ、指定管理料1,202万7,000円でございますが、勤労青少年の福祉の増進を図るために、若者就業支援を含む勤労青少年ホームの効率的かつ民間のノウハウを活用した利用者のサービス向上を図るために、管理運営をNPO法人ジョイフルへ指定管理するための指定管理料となっております。2つ下の黒ポツ、ふれあい・ときめき事業補助金28万5,000円でございますが、勤労青少年などの出会いの場を提供し、交流を促進する目的で開催されます通称ときめきデートマッチを企画する実行委員会に対しましての事業を補助するものでございます。本年は17回目の開催となりましたが、大雪の影響もございまして、通常ですと100名以上の参加がございましたが、今回45名の参加ということでございました。5款労働費の説明は以上でございます。御審議のほどよろしく申し上げます。

○委員長 ここまで区切って質疑を行いたいと思いますが、これから1時まで休憩といたしたいと思います。1時まで休憩といたします。

午前11時55分 休憩

午後 1時00分 再開

○委員長 それでは、休憩を解いて再開します。休憩前に引き続き議案審査を行います。

○農村・里山担当課長 午前中の使用料の改定にかかわる消費税の課税、免税について、金子委員さんからいただいた御質問に対してお答えさせていただきたいと思います。消費税法の第9条において、課税期間中の課税売上高1,000万円以下のものについては納税を免除するという規定がございまして、片丘地域づくり協議会の場合、平成24年度の決算でございますけれども、全体の事業、全ての事業を含めても120万円余でございます、明らかに1,000万円以下でございますので、この規定に基づきまして免税者とさせていただくものでございます。以上でございます。

○委員長 よろしいですか。それではここで、区切ってですね、質疑を行いたいと思います。4款、5款について、ページではですね、4款が186から187、190から193ページ、5款が198から201ページあります。委員の皆さん、質問、意見ありますか。

○中村努委員 199ページ、説明資料25ページの子育てしたくなるまち環境整備事業委託料、これ、具体的にどういう事業なのか、少し詳しく教えてください。

○商工課長 ちょっと昼休みにですね、1枚のペラの資料をですね、用意させていただきましたので、お配りしてもよろしいでしょうか。

○委員長 それじゃあ、資料を配付してください。

○商工課長 まず、この事業につきましては、内閣府におきましてですね、25年度の補正予算ということでございまして、地域における少子化対策の強化ということでございます。新規事業でございまして、全国で30億円の予算化がされました。1月の半ばでございますが、国のほうから示されたというものでございます。内閣府

からですね、まず都道府県へまいりまして、各市町村のほうにこの事業の、提案式でございますので手を挙げたということでございまして、市のほうで手を挙げさせていただいたということでございます。この地域少子化対策強化交付金（仮称）でございますが、補助率が10分の10でございます、都道府県に対しましては上限が4,000万円、市区町村につきましては800万円と、こういった事業でございますので、まず前段、御説明をさせていただきました。その国の交付金要綱に基づきまして、現在事業計画をですね、提案させていただいているというような状況でございます。

今お配りしました子育てしたくなるまち環境整備事業の事業概要ということでございますが、まず全体像といたしまして、そもそも結婚、妊娠、出産、育児の切れ目ない支援というようなこと、これは県の少子化対策地域懇談会のほうで決められております。また、結婚に向けた情報提供、これも県の婚活情報ポータルサイトへの情報掲載、また妊娠、出産に関する情報提供、これは、市で行っています子育て体験講座ですとか、広域で行っております松本地域出産・子育て安心ネットワーク協議会、そういった連携をいたしまして、その全体の中です、今回この800万円を使わせていただいて子育てしたくなるまち環境整備事業に取り組んでまいりたいと、そういった全体像がございまして、その中の一部の事業でございますが、800万円の採択を受けまして、今現在取り組んでいるというところでございますので、よろしく申し上げます。

今お配りいたしました資料でございます。先ほど若干、説明のほうをさせていただいたわけなんですけども、事業概要にございますように、これから社会に出る女性の就労、結婚、妊娠、出産、子育ての仕組みを構築しまして、各種団体、支援機関等の推進によって事業を推進するというところでございます、真ん中ですね、大きな矢印がございまして、ただいま申し上げましたように、これからの就労、結婚、妊娠、出産、子育てをする女性をターゲットといたしまして、その女性のキャリアアップを図りつつトータルサポートの仕組みをつくるということで、目標はですね、いろいろなさまざまな機関と連携し、また市の中でもですね、いろんな例えば健康づくり課ですとか、こども課ですとか、連携いたしまして取り組んでいかなければいけない事業でございますけれども、最終的には、働く子育て世代を応援する地域で出産、結婚に結びついていただいて、最終的には住んでいただいて人口増加に結びつけたいと、出生率の向上でございますが、人口の増加に結びつけたいということでこの事業に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

大きく分けまして、意識改革、人材育成、就労支援、この3つの事業を800万円の中でもってやっていきたいということでございます。まず、そういったこれからのですね、結婚、妊娠、出産、子育てを考えてらっしゃいます女性をターゲットといたしまして、いろんな、そこにございます、下のですね、市民団体ですとか、ネットワーク懇談会、子育て支援センターと連携をとりまして、まず、ファイナンシャルプランニング、キャリアデザインでございますけれども、将来のですね、教育ですとか、また老後を含めましてですね、資金計画も含めまして、そういった将来設計をまずしていただくということで、意識改革として掲げさせていただいてございます。当然、仕事もですね、将来どういう形でもって子育てしながらどういう仕事をしてあげればいいのかというようなことを考えております。真ん中の人材育成につきましては、その仕事につくに当たりまして、IT研修、農業研修、農業体験等、また簿記・秘書・ITなどの資格を取っていただくというようなことも必要となってまいります。

最終的な出口といたしましては、就労支援ということでございます。そういった意識改革をしていただいて、

人材育成、いろいろな資格を取っていただいたり、体験、インターンシップ等をやっていただきまして、その下にもハローワークですとか、商工会議所とか、農業公社とか、連携機関はございますけれども、まず市内企業への就職を例にとりますと、まず企業の経営者の皆様たちにですね、こういったニーズがあるのかというような、当然このターゲットの女性もそうなんですが、企業の経営者にもですね、意識改革と言いますか、どんな雇用のニーズがあるのかというか、そういったことも意識改革に含めましてやっていくということでございまして、ここにこういった意識改革、人材育成をされた女性方をですね、就労のマッチングという中でコーディネートしながら就労に結びつけたいというようなことでございます。左上にもございますように、当然これから結婚される方も含めまして男性もですね、重要なパートナーでございまして、男性あるいは結婚されれば夫という形になりますが、そういった方たちもですね、一緒にこの事業に参加をいただいて事業を進めてまいりたいということでございまして、概略でございまして、そういった中身で、国の補助を得ながらそういった子育てしたくなるまわという形の中での事業を構築してまいりたいということでございます。よろしく申し上げます。

○委員長 よろしいですか。

○中村努委員 女性でもですね、意識あるいは経験によって人それぞれだとは思いますが、これはそういうところに行く場合、全員一番左から入っていくということなのか、ある程度経験があれば2番、人材育成、就労支援のほうへ直接行くとか、そういうようなことはどうでしょう。

○商工課長 基本的にはですね、1年間の期間限定という形でもって計画をしております、スケジュール的にはですね。まず今、委員おっしゃいましたように、いろんな方々がいらっしゃいますし、当然ニーズも違いますし、将来設計も変わってくるという中でですね、それぞれ、そのニーズに合った中での、まず意識改革から始めてまいりたいというふうに考えております。当然人材育成につきましても、現在お持ちのキャリアもございまして、これから取得したいというようなキャリアということで経験を積まれるというようなこともございまして、それぞれニーズに合ったと言いますか、その要望によった形の中で、それぞれの立場、当然座学という中ではやっていかなきゃいけないんですが、あとは皆さんの個々の将来設計等に応じた形での支援体制を組んでまいりたいと考えております。

○委員長 よろしいですか。

○中村努委員 現在、前はひとり親の場合、KADOで同じようなことをやったと思いますが、その成果と、この事業にその経験をどうつなげていくか、その辺いかがですか。

○商工課長 KADOの関係につきましてはですね、成果といたしまして、40名ぐらいの方がですね、現在資格を取っていただいて登録をされております。今、年間で約2,000万円弱くらいの事業収益を上げて取り組んでおりまして、ホームページですとか、ポスターの作成ですとか、そういうデザイン系の関係ですとか、やっていただいておりますし、秘書検定、簿記検定、パソコン検定等を受けてですね、就労された方もいらっしゃいます。ただ、反省といたしましてですね、実際に登録はされているんですが、市内企業への就労という形がですね、もう少し高率がなければならなかったのかなという反省のもとにですね、今回この事業に取り組むことによりまして、ぜひ就労に結びつけたいというのが大きな目的でございまして。

○委員長 よろしいですか。ほかにありますか。

○丸山寿子委員 財源は、予算っていうか、歳入の35ページの地域少子化対策強化交付金でいいわけですね。

それで、これは先ほども1年の期間限定ということですけども、これは単年度で入ってきているお金かと思うんですが、やはり取り組み始めて単年で終わるのでなくて、いいぐあいに継続と言いますか、そのお金をかけない部分についても含めてなんですけれど、していかないと1年間だけではということがあると思うんですけど、どんなシミュレーションっていうんですかね、流れで行くのかということもお聞きしたいのと、それから女性ということで、確かにM字曲線で30代の女性がもう世界的に日本の場合、結婚とともに仕事をやめざるを得ない結果、また再就職できないということで、極端に就業の人数が少ないということが世界的に言われているところですので、働き続けられないでやめるか、子供を3人欲しいけれども2人とか、例えばそういうような結果に今、日本の中ではなっているわけなんですけど、これは女性というふうに限定しての来ているお金なのか、その辺も一度お願いします。

○商工課長 まず、流れと言いますか、今後の展開になろうかと思えます。今回ですね、国の予算の中で手を挙げさせていただいたというような事業でございます。ただ、今、第五次総、総合計画の中でもですね、基本戦略の1つとしまして、子育て世代に選ばれる地域というような大きな戦略がございます。そちらのほうとも合致してまいりますので、1年間こういった形でモデル事業的にですね、実施いたします。その中で、当然反省点、今後展開もでございます。そういった中でですね、総合計画と結びつけながら事業を拡大していくのか現状なのかはわかりませんが、仕組みを変えて少しずつ展開をしていくというようなことは考えておりますし、先ほど申しあげましたように、これは商工課だけでですね、これはできる事業ではございませんので、市の横の横断的な連携をつくりながら五次総に向けた中での取り組みをしてまいりたいというふうにご考えております。

あと、女性のM字というようなこともございます。現在いろんな新聞等読みますとですね、やはり女性がですね、社会進出して企業のほうへ入っていくと言いますとですね、これは非常に活性化されますし、女性の幹部登用というようなこともですね、今、企業でも進められております。女性がですね、働いていくことによりまして消費も大きく拡大すると。買い物は、やはり女性がですね、大きなウエートを占めますので、そういったことで経済効果にもつながるというようなことでございまして、今回の事業につきましては、国の方針が女性ということとなっておりますので、女性をターゲットにした中での事業展開になりますけれども、先ほど申しあげましたように、そこの女性ですね、パートナーにも一緒に参加をいただいて、一緒に将来設計を組んでいただくというふうな形で考えております。

○丸山寿子委員 ちょっと一般質問でも若者の就労のことで質問したんですが、例えば平成22年に子ども・若者育成支援推進法というのができたときもですね、ネットワークを組んでというような構想でだったと思います。なかなかこのチームを組んでいくっていうのは、横の連携、非常にちょっと難しいところもあるんですが、どういうふうはこのネットワークのね、形成、進めていくのかというところがとても気になる場所なんですけど。それで、前の若者の支援のところでは、やっぱり手挙げ式で手を挙げて、県内では6自治体が手を挙げた中で、若者支援的な就労のようなことは飯田市が挙げたようなんですけど、今回、塩尻がこういうふうにお金を、手を挙げて来ることになったんで、それはいいと思うんですけど、やはり十分にね、それが活かされた内容にね、なっていっていただきたいと思うんですけど、そのネットワークのことでどんなふうにご考えているか、お願いしたいと思います。

○商工課長 現在、計画の中でもですね、先ほども申しあげましたけれども、塩尻市の中でですね、さまざまな

子育て支援をさせていただいてございます。子育て、乳幼児期から始まりましてですね、学童期、また家庭をつくる仕組みですとか、さまざまな保育も含めましてですね、やっております。たまたまと言いますか、今回の800万円という中で事業展開をさせていただくわけでございますけれども、これも第五次総の中でですね、大きな戦略的なテーマとしてなっておりますので、これにつきましても、また横の連携をですね、しっかりやっつけなければいけない事業だと思っております。そうした中で、この800万円ですね、どういったことができてどういった成果が上がるかというようなこと、先ほど100名募集して30名の雇用に結びつけるというような一応目標を掲げさせていただいてございますけれども、そういったモデル的な事業になろうかと思いますが、その反省点を含めまして、新年度さらに拡大できるような事業展開にしていきたいと思いますというふうに考えております。

○委員長 よろしいでしょうか。

○丸山寿子委員 何ですかね、大まかな1年間の流れっていうんですかね、大まかでいいのでちょっと示していただけたらと思います。

○商工課長 現在、国のほうへですね、計画を出させていただいている状況でございます、まだ今後変更になることは想定されますけれども、4月から研修等をスタートいたします。10月までにはですね、座学も含めまして就労体験、研修等をですね、させていただきたいというふうに考えております。後半の11月になりまして、その受講者の皆様からのアンケートをいただく中でですね、個々のアンケートによって、インターンシップのほうへ行きたい方もいらっしゃいますでしょうし、IT研修等のスキルアップに行きたい方もいらっしゃいますでしょうし、そういうような形でですね、それぞれの個々のアンケートの結果によりまして、就労のほうへ行かれる方とさらにスキルアップ等々やっていきたいという方もいらっしゃいますので、そういった形での個々の対応をしたいと思います。インターンシップにつきましては、年内から年明けにかけて各企業さんとも連携して、どういった方がニーズとしてあるのかということも、当然前半のほうで状況をつかみながらインターンシップの受け入れをして、2月、3月には就労に結びつけたいというような、大まかなスケジュールでは、こんなことを現在計画をしているところでございます。

○委員長 よろしいですか。ほかにありますか。

○副委員長 実務のところの話になってくるんですけど、妊娠、出産、子育ての前に、やはり結婚っていうのがあるんですけども、その結婚に関しましてですね、松本市の四賀支所、昔の四賀村の支所にですね、いわゆる婚活の非常にやり手という言い方をしちゃいけない、素晴らしい腕を持った方がいらっしゃいまして、私の知っている方でも2人ほど、たまたまそこへ仕事へ行って、そんな話をもらって登録したら、いい人を紹介してもらって結婚したと。それを聞いた人が、またそこへ行ったら結婚したってあります。ちょっと参考にですね、松本の四賀のところへ行って、そういった婚活を助けている人を参考にすれば、この事業がそのスタートからうまくいくんじゃないかと思っておりますので、その辺どうでしょうか。

○商工課長 この前の一般質問でお答えさせていただいたとおりですね、現在、市内ではですね、各団体でのいろんな事業展開はしております。ときめきデートマッチにしてもそうですし、この前のシリコミュですか、そういったJCの方たちとか、そういったことはやっているんですが、なかなかあそこの、勤労者福祉センターの関係ですとか、新年度から展開していくというような、そういった団体ごとのですね、そういった婚活事業は展開

している状況でございます。しかしながら、今の四賀支所の関係もでございますけれども、一般の方をターゲットにしたそういった婚活事業というのは、なかなか現在ない状況でありますので、関係団体あるいは民間のですね、力、あるいは、その四賀支所ですか、のほうの取り組みなんかもですね、参考にさせていただいて、常に婚活、人口増に、出生率の向上につながるようなですね、そういった事業展開が今後必要なかなっていうことは重々承知しておりますので、また参考にさせていただき、視察等をさせていただきたいというふうに考えております。

○経済事業部長 子育て、この事業に対して先ほど来から丸山委員さんのお話がありまして、この事業をきっかけに、もう少し今までやってきた部分も生かしながら進めてまいりたいと。この事業の一番の大きな課題っていうのは、人口減少におきます少子化という対策をどのように取り組んでいくかということを考えておりまして、今、西條委員さんおっしゃっていただいたようなことをですね、ステージの中で取り組んでまいろうっていう考え方です。まずは出会い、結婚期、これをまずどのような体制で、どのような皆さんと連携しながらやっていくことができるか。今の塩尻市の状況を見ますと、老人クラブ連合会だとか、先ほど課長が言いましたような、そういう場づくりをしておりますが、そういうものも検証しながらやっていく。その後の次のステージとしましては、妊娠だとか出産期におきます課題がありますから、こちら辺は福祉事業部なり、あるいは子ども教育部なりと連携して、庁内指導体制のもとで意見交換しながら進めてまいろうとかですね。その後には、子育ての乳幼児期の問題だとか、学童期の問題だとか、就労の問題だとか、そういったことになっていくと思いますが、それぞれのライフステージの中でどういう形がいいかってことを、まさにその国の委託事業でありますから、国の考え方も示していただきながら、塩尻市の地域事情も踏まえてですね、煮詰めてまいろうという、こんな考え方がいます。

したがって、先ほどの連携の話につきましても、庁内的にはまだまだこれからなんですけれども、健康づくり課やら、いよいよなれば福祉事業部、市民環境事業部、子ども教育部、あるいは企画というようなことで、今までやってきたその状況っていうのが商工課でありましたんで、商工課のこの機会をステップにして、いろんな振興公社なり会議所なり企業の役割、あるいは家庭の役割、地域の役割、そういうものも整理しながら取り組んでまいりたいと、こんなふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長 よろしいですか。ほかにありますか。

○永井泰仁委員 塩尻地区労務対策協議会の関係で110万円ですか、補助金が出ておりますが、この事業の内容ですが、これは、従来のように市内企業のガイドブックとか、ガイダンスとか、こういう内容ですか。今どんな事業をされているのか、お尋ねします。

○商工課長 現在はですね、4月にですね、市内の企業へ入られた方の研修会を行っております。あと、学校の教職員と市内企業とのマッチング、あるいは見学会というようなものを行っております。今後はですね、現在、東陽の社長さんが会長さんをやられておりますけれども、就労にですね、結びつくような、そういった事業展開をしてまいりたいというような御意見を聞いておりますので、そういった形での新年度は展開をしてまいりたいということでございます。

○永井泰仁委員 就労につながるということは大変大事なことでございまして、今、国もですね、人口が減って労働力の確保が難しくなってきたということで、外国人の研修生をですね、毎年5,000人ずつですね、日本へ来るような形を整えておいて、3年間の滞在ということで、いろいろ技術も学んだり、日本の企業、産業ので

すね、担い手という部分もやるということだもんですから、できればね、それらの皆さん、今度は外国人が、国がもうそういう形にシフトしてきているんで、毎年5,000人ずつ、3カ年間の研修期間をもっと延ばしたいということでやっているようですが、そんなことで、ぜひ簡単な英語がね、そういう外国人を対象にして、各企業でも会話できるような、あるいは指導できるようなね、そういう体制で、具体的に迎え入れるような準備をそろそろしていったほうがいいと思うんで、この辺のところもですね、国の動きがそういうふうに変ってきていますんで、できればね、そういう英会話の講座みたいな、そういうものも現実論としてすぐ対応できるような形のものを取り込んでもらいたいという、これは要望ですが、課長、今後のね、中で少し補助金出してもね、もう外国人労働者のね、あるいは研修生も戦力にしないと労働力の確保ができないという現実がはっきりしているもんですから、その辺のところの補助金も出したり、事業内容も少しふやしてもらいたいと思うんですが、どうでしょうか。

○**商工課長** 今の委員さんおっしゃいますようにですね、グローバル化の中でですね、海外展開している企業、市内でも何社もごございます。実際、中国ですとか、そちらのほうからですね、社員さんを迎え入れて、実際に研修をさせているというような企業もございまして、当然、市内の方が市内企業に就労するっていうのがもう大前提でありますけども、そういったグローバル化の中でですね、外国人の方も受け入れて研修させるというようなことも事実でございますので、今後、労務対策協議会のほうへですね、そういった形の中で展開ができるかどうか、申し入れしまして検討してまいりたいと思っております。

○**委員長** よろしいですか。ほかにありますか。

○**金子勝寿委員** 今の下のシルバー人材センターの補助金、27万円ほど増額になっていると思うんですね、30万円弱。

○**商工課長** 2万7,000円です。

○**金子勝寿委員** 2万7,000円か。いいです。結構です。桁を間違えました。

○**委員長** ほかにありますか。

〔「なし」の声あり〕

○**委員長** それでは、次に6款農林水産業費について説明を求めます。

○**農業委員会事務局長** それでは、予算書202、203ページをお願いいたします。6款農林水産業費の中の1目農業委員会費から御説明いたします。予算額につきましては、5,319万7,000円でございます。

右のページ、上から2番目の丸であります。農業委員活動費1,799万6,000円でございますけれども、農業委員の活動に伴う経費でございまして、主なものは農業委員30人分の報酬でございます。

3番目の丸、農業者年金事務諸経費68万2,000円でございますけれども、この経費は農業者年金の受託事務で、年金裁定請求等の事務処理にかかわる経費でございます。

その次の丸、農業委員会事務局諸経費313万4,000円でございますけれども、農業委員会事務局の通常事務にかかわる諸経費でございます。主なものでは、下から3番目のポツ、農地地図情報検索システム業務委託料95万1,000円でございますけれども、毎年度、農地の基本台帳の農地所有者の住民記録、また固定資産の情報等を更新する更新を委託するものでございます。農業委員会費につきましては以上です。

○**農林課長** それでは、引き続き農業費の部分について御説明申し上げます。恐れ入りますが、予算書の204、

205ページ、それから、予算説明資料の23ページをお開きいただきたいと思います。

それでは、6款農林水産業費1項農業費2目の農業総務費7,112万3,000円でございますが、この主なものとしたしましては、1つ目の丸の農業総務事務費の中で、下から4番目になりますけれども、農業振興地域整備計画作成委託料190万6,000円でございますけれども、これにつきましては、農業振興地域整備に関する法律の、いわゆる農振法でございますが、この5年に見直しをしております。25年度は基礎調査を行いまして、平成26年度にこの計画の変更をしていくという予定でございます。この業務を委託するものでございます。

続きまして、3目の農業振興費でございますが、このうちの2つ目の丸になります。園芸産地基盤強化等促進事業2,010万3,000円でございますが、これにつきましては、特に一番上のポツになります。野菜価格安定事業補助金900万円につきましては、野菜価格の低落時に生産者への補給金として交付されます野菜価格安定基金協会への造成にかかる経費でございます。

それから、下から3番目のポツになります。農地地力向上対策事業補助金178万円でございますが、これは、レタス根腐病の総合管理、また風食防止のための燕麦等の緑肥種子の購入に対する助成をございまして、補助率3分の1以内で助成をしております。状況といたしましては、JA洗馬、JA塩尻管内170ヘクタールを対象とさせていただきます。それから、下から2番目のポツになります。農業用廃プラ回収処理事業補助金514万8,000円につきましては、農業用のポリマルチ、また廃プラ等の適正処理にかかる助成をさせていただいているものでございまして、事業費の5分の1を補助をさせていただいております。状況といたしましては、例年800トンから900トンの廃プラマルチの処理をしております。続いて、一番下のポツになります。防葉ネット設置事業補助金337万5,000円。これにつきましては前年比281万2,000円の増となっておりますけれども、この事業は農薬の飛散防止のために設置いたしますネット、防葉ネットに対する助成をございまして、事業費の2分の1以内で助成をしております。これ、特に事業費の伸びた原因といたしましては、柿沢苗圃にブドウの生産をしております法人がございまして、これが隣地境界に防葉ネットを設置するということでございまして、おおむね450メートル分のネットの整備に関する助成をまいりたいと思っております。

それでは、続きまして予算書ですね、206、207ページをお願いをしたいと思います。207ページ一番上の丸の畜産振興事業206万2,000円でございますが、これにつきましては、高ボッチ牧場にかかわるところの維持管理費並びに畜産経営関係機関へのですね、負担金ということで、それぞれ予算化をさせていただきます。

それから、続きまして2番目の丸になります。有害鳥獣駆除対策事業1,782万円でございますが、予算説明資料の23ページの一番上段をごらんいただければと思います。特にこの有害鳥獣駆除につきましては、関係機関に御足労いただいているわけでございますけれども、特に一番上の丸の、済みません、下から5番目のですね、ポツになります。有害鳥獣駆除対策協議会負担金769万5,000円につきましては、野生鳥獣の駆除に伴う協議会への市の負担金でございます。この協議会は、両JA、また猟友会、また農業共済等で組織するものでございますけれども、これに対する負担金でございます。この事業費によりまして、猿の追い払い事業、サルレンジャー、それから有害鳥獣の駆除費、また有害鳥獣、冬期間といいますか、猟期以外の期間に捕獲等し

ていただいたものに対します報償金をこれらで、この協議会で事業実施をしていただいているものでございます。それから、下から4番目の松本広域鳥獣被害防止総合対策協議会負担金157万5,000円につきましては、国が鳥獣被害防止総合対策交付金の事業を実施してございまして、これを広域捕獲をする場合はその助成率が高くなるというようなことを意味しておりまして、その意味で、松本広域でこのような組織をつくっているわけでございます。この事業によりまして、私どもといたしましては、冬期間ニホンジカの一斉駆除をさせていただく事業を、この松本広域の協議会を通じて事業を実施してございます。また、くくりわな等も20基をいわゆる共同購入をしていただいている状況でございます。それからその次、下から3番目の有害鳥獣防除対策事業補助金333万4,000円につきましては、農作物への鳥獣被害等の防止のために、電気牧柵等の設置費にかかる助成でございまして、共同で設置する場合は3分の2、個人で設置する場合は2分の1をここで実施してございます。なお、平成24年の状況では、共同で8件、個人で49件が電気牧柵等の設置をしていただいております。それから、下から2番目の有害鳥獣駆除従事者確保事業補助金87万5,000円でございますが、これにつきましては、平成22年からスタートしてございまして、狩猟従事者の確保のために、わな猟また銃砲所持の許可を、免許をとるための支援をさせていただいております。特にこの中で、新規事業といたしましては、毎年、有害鳥獣の駆除従事者になっていただくためには、狩猟の登録というのをさせていただきます。これは狩猟をする場合は全員が登録するわけでございますが、この中から従事者を選出をしていただくという形になってございまして、狩猟登録をする部分の一部を助成をさせていただきたいと思っております。このような有害鳥獣の対策を行っているわけでございますけれども、全体といたしまして、この2月末現在でございますが、カラスが現在604羽、イノシシが70頭、ニホンジカが478頭、熊が13頭、それから猿が52頭、それからムクドリ、ヒヨドリ等が16羽、そしてハクビシンが112頭ということで、傾向といたしましては、ハクビシンがですね、非常にふえてきておりまして、小型獣がふえているというような傾向でございます。通報も非常に、昨年の倍になっているというような状況でございます。

それでは、次に進めさせていただきますが、207ページ一番下のぶどうの郷づくり等推進事業1,506万5,000円でございますが、これは果樹の総合産地としての維持発展を図るものでございまして、1つ目のポツになりますが、果樹園整備促進事業補助金1,127万5,000円につきましては、果樹棚の整備、それから優良果樹苗木の導入ということで、果樹棚、ブドウ棚につきましては、新設の場合が3分の2、更新が2分の1、それからその他の果樹につきましては、新設の場合3分の1、更新が4分の1という形で使用させていただいております。また、優良果樹苗木につきましては、購入の2分の1、上限を150万円としてやってございまして、現在のところ、ちょっと平成23年度まででございますが、6万9,432本がそれぞれ対象として支援をさせていただいております。それから、そのほかに今回の冬、大雪も関係ございますが、雨よけハウスにつきましては、この事業費の3分の1を助成をさせていただきたいと思っております。その下のポツになりますが、果樹共済加入推進事業補助金379万円につきましては、果樹共済、昨年の4月の大凍霜害等の事例もございまして、このときに備えるという意味で果樹共済に御加入いただくものに対しまして、農家負担の、今まで3分の1でございましたけれども、平成26年からは2分の1に補助率をかさ上げをいたしまして、加入促進を図ってまいりたいと、こういうふうに思っております。

それでは、予算書の208、209ページをごらんいただきたいと思います。一番上の丸になりますが、中山

それから、その次の下の丸になりますが、農業再生プロジェクト推進事業913万8,000円でございますが、市の重要施策といたしまして取り組みを開始いたしましたから3年が経過してございます。この農業再生プロジェクト推進事業の主要な施策といたしましては、1つ目といたしましては、農作物の域内流通網の構築ということで、いわゆる地産地消の事業を進めているわけでございますが、今まで学校給食等への取り組みで、地元産の食材供給等も向上をしてきていただいております。平成26年度は、この辺から市内農産物のネタの旬な時期に、大手量販店でも地産地消が拡大するような、定着するような方向を検討し、仕組みづくりをしてまいりたいと思っておりますし、また、学校給食につきましてもさらに拡大を図ってまいりたいと。そのような意味で、新たに供給コーディネーターを農業公社にもう1名増員をしてまいりたいというふうに思っております。それから、ブドウ、ワイン関係につきましては、平成25年度に設置いたしました果樹産地保全支援員を設置をさせていただきましたけれども、この支援員がそれぞれ広丘郷原から桔梗ヶ原等の農家の聞き取り調査をいたしまして、今後の果樹園の動向につきまして、まとまってきてございます。そのような中で、それをもとにして農家への集積、またはその果樹園地の継承がですね、行われていくような取り組みをやってまいりたいと思っておりますし、また、山梨大学と連携いたしまして、新ジャンルワインの開発もあわせて進めてまいりたいと思っております。あと、レタスを中心とした野菜の部門でございますが、これにつきましては、予算書の下の段、下から2番目のポツになりますが、長野県農産物等輸出事業者協議会に加入をいたしまして、早速アジア最大級の会でございますが、幕張でフードテックジャパンというのがございまして、これにも早速出展をしているわけでございますが、このような状況を行いながら、平成26年は、地元農産物の強みを生かした海外輸出に向けての取り組みを検討するために情報収集等を行いながら進めてまいりたいと思っております。あと、このほかでございますが、フィールドサーバーという、いわゆる定点観測をしながら、圃場で気候ですとか、またそういった地域性、野菜の生育状況ですとか、そういったものが定点観測できるフィールドサーバーというのがございますけれども、これを25年度に圃場へ設置いたしますので、このデータをもとに、いわゆる農家のたくみのわざを電子化をしていきたいというようなことも取り組みをしてまいりたいと思っております。

それから、予算案の説明資料のほうにございますけれども、23ページ、説明資料の下段から5行目になりますが、農産物機能性分析調査というのを取り組んでまいりたいと思っております。これにつきましては、農産物の機能検査という形の中で、良質の野菜はデータの的にも良質だろうということを数値化してまいりたいということでございます。これは、ビタミンCですとか、またはその野菜等の持っている糖度ですとか、また硝酸イオンですとか、抗酸化物質などをですね、数値化いたしまして、形とか味に加えて、野菜の持つ機能というのをも数値化して表示をいたしまして、有利販売につなげていくというような内容でございます。

それから、その予算説明資料の一番下の段になりますが、(仮称)塩尻ワイン大学開講でございます。これにつきましては、本会議の中でもるる答弁させていただいておりますので御理解いただいているかと思っておりますけれども、これに向けまして、講師謝礼、それから費用弁償を予算の中では大幅に増額をさせていただいて取り組みをしてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、続きまして予算書の下から2段目の農業公社運営事業でございますが、2,966万円余につきましては、前年比マイナスの170万円ということで、農業公社の自主事業の進捗に伴いまして、事業費が、市のほうの補助金が減額になっているわけでございますけれども、農業公社につきましては、直接的な事業といたし

まして、耕作放棄地の解消や遊休農地の有効活用、また大豆等を用いた6次産業化の推進等を行ってございます。また、支援的事業といたしまして、農家支援をしながら農作物の栽培を拡大を図っているという状況でございます。特にねこの手による営農支援、また公社独自の機械作業等を委託を受けながら進めているという状況でございます。

それから、その次の一番下の丸になりますけれども、農業生産振興施設整備事業、これにつきましては、国の強い農業づくり交付金を活用いたしまして、JA塩尻市が奈良井川ライスセンターにございます施設の中で、乾燥設備及び色彩選別機というのを整備をしまっているということでございます。国の2分の1の事業費でございます。これ、トンネル予算であります。これによりまして、米のですね、下位等級が、選別が振るわれることによりまして品質のいいものが出荷されるという、有利販売につながるという状況でございます。

○委員長 先ほどは済みませんでした。柳澤農業委員会事務局長、お願いします。

○農業委員会事務局長 同じページ、210ページ、下のほうでありますけれども、5目農地流動化促進活動事業費でございます。予算額につきましては、1,709万円でございます。主なものでありますけれども、次のページをめくっていただきたいと思っております。この事業は農地の貸し借り等にかかわる事務諸経費であります。上から3番目のポツ、中核農家等育成規模拡大事業奨励金1,550万円でありますけれども、担い手農家を育成するために、農地の借り手農家に対しまして、その契約年数に応じて奨励金を交付しながら流動化を進めるものであります。奨励金の交付額につきましては、予算案説明資料最終ページでございますので、よろしく願いいたします。私のほうからは以上です。

○農村・里山担当課長 それでは同じページ、6目農地費をお願いいたします。予算説明資料は、24ページをお願いいたします。2つ目の白丸、土地改良事業1億1,258万2,000円でございますが、土地改良事業実施諸経費及び負担金、補助金による農業施設整備であります。18行目の黒ポツ、農業農村基盤整備工事1,000万円でございますけれども、各地区や土地改良区等からいただきました要望に基づき水路等の農業施設を整備し、農業生産の安定を図る工事を行うものでございます。またですね、例年ここにですね、補助事業もあわせて計上させていただいておりますけれども、国の経済対策によりまして、1,232万円の工事費は、25年の前倒しとして25年の3月補正のほうで計上させていただきますので、よろしく願いいたします。同じ事業の下から5行目の国営造成施設管理体制整備促進事業負担金165万8,000円でございますけれども、国営造成施設を管理する土地改良区、塩尻の場合は中信平右岸土地改良区が該当でございますけれども、梓川からの国営造成施設の間のところを管理する経費に対して、多面的機能に要する経費が37.5%と国の要綱で定めておりまして、それに対して国50%、県10%、市40%の割合で補助するものでございます。その下の黒ポツ、県営農業農村整備事業負担金3,112万円でございますが、まず1点目がですね、県営で実施しております松塩地区広域農道、アルプスグリーン道路でございますけれども、舗装改良工事事業を実施しておりますが、平成26年度1億2,000万円の事業費を予定しておりまして、国が50%、県が25%、市が25%ということで、1億2,000万円の25%、3,000万円の負担金を計上させていただいたものでございます。26年度の予定箇所といたしましては、岩垂大橋の北から今井方向に向かいまして約1キロの舗装改良をする予定になっております。あと2点目が、県営農村地域防災減災事業ということで、小曾部にございます本村堰の改修工事、26年度から県営事業として採択される予定でございまして、26年度は1,400万円の実設計画を予定してお

ります。その塩尻市負担金、国が55%、県が37%、市が8%ということで、112万円を計上させていただくものでございます。続きまして、予算書の214、215ページをお願いいたします。2行目の黒ボツ、土地改良事業地元負担金等軽減補助金6,060万9,000円でございますけれども、土地改良事業の地元負担金軽減のため、平成2年から24年までの農業漁業資金の借入れ分について、償還にあわせて補助を行うものでございます。

続きまして次の白丸、減濁水対策施設維持管理事業1,998万1,000円でございますけれども、国鉄塩嶺トンネル、中央道塩尻トンネルの減濁水対策施設の維持管理費でございます。件数としましては送水機場が2カ所、揚水機場が4カ所、中継機場が2カ所、ため池16カ所の施設の維持管理費でございます。2つ目の黒丸、電力使用量932万2,000円でございますが、ただいまの送水ポンプ等の電力使用料でございます。その下、3つ目の黒ボツ、営繕修繕料113万1,000円につきましては、経年劣化による設備の修繕ということで3カ所予定しております。東山ため池場の弁の交換、相吉揚水機場の制御盤の修理、東山揚水機場の制御盤の修理、3件の修繕を計上させていただいたものでございます。その下、4つ目の黒ボツ、送水管理委託料357万円でございますけれども、送水施設の運転点検業務委託でございます。これは民間業者のほうに委託を予定しております。その下、5つ目の黒ボツ、保守業務委託料34万5,000円でございますけれども、電気保安業務として塩尻送水機場と4カ所の高圧受電設備の年6回による保守点検でございます。その下の6つ目の黒ボツ、水利調整委託料334万6,000円でございますが、北小野水利組合協議会、また塩尻土地改良区へ、この減濁水施設、ため池等の水利の調整を委託させていただくものでございます。2つ飛んで一番下の黒ボツ、施設整備工事194万円でございますけれども、2件予定しております、青木沢中継機場の制御盤の改修工事、善知鳥山中継機場の高圧受電設備の改修工事、2件の計上をさせていただいたものでございます。

次の7目農村公園管理費をお願いいたします。白丸、農村公園管理諸経費268万4,000円につきましては、上田の入田川農村公園、上小曾部の堂平農村公園、牧野の牧野農村公園、日出塩桜の丘公園、本山の野営場等の維持管理費でございます。4つ目の黒ボツ、営繕修繕料につきましては、公園、野営場の修繕費でございます。

次の8目土地改良施設維持管理適正化事業費をお願いいたします。右ページの土地改良施設維持管理適正化事業792万円につきましては、国30%、県30%と市の5年間の積み立てによりポンプ施設等のオーバーホール、補修を行いまして、施設の機能保持と延命を図る事業でございます。26年度は善知鳥山中継機場のポンプのオーバーホールを実施予定しております。3つ目の設計委託料、それからその下のポンプ施設工事は、その善知鳥山の設計工事費でございます。一番下の黒ボツの維持管理適正化事業は、ただいま御説明させていただきましたその5年間の積立金でございます。

○委員長 要点だけを言ってください。

○農林課長 はい、わかりました。それでは、引き続きですね、216、217ページをお願いをしたいと思います。2項林業費1目林業総務費でございます。これの2番目の丸になりますけれども、林業被害防止対策事業諸経費につきましては、松くい虫、またカモシカ等の食害から森林を守る事業、また県民税等を活用しての緩衝帯の整備事業に捻出をしているものでございまして、状況といたしましては、松の枯損木、平成25年現在でございますが、38本ほど枯れた通報のあった木がございまして、そのうち松くい虫の被害樹といたしましては2

本という状況でございますので、よろしくお願ひいたします。あと、カモシカにつきましては平成25年度、11頭の捕獲をしてございます。

続いて、3つ目の丸になりますが、林業総務事務諸経費につきましては、林業に係る関係機関への負担金並びに補助金等でございます。それぞれごらんいただければと思います。

それから、次の下の段になりますが、2目の治山林道費でございますが、これにつきましては、地元の各区等から上がってまいりました要望等に基づきまして、林道、作業道の維持補修を行っている治山事業でございます。平成25年度は、洗馬から要望のございました、洗馬の上小曾部になりますが、林道烏川線の整備を昨年に続いて改修工事を行う予定でございます。

それから、済みません、予算書218、219ページをごらんいただきたいと思います。3目の造林費につきましては、一番上の丸の森林等整備維持管理事業7,690万4,000円でございますが、これは森林の集約化の事業、それから路網の整備、それから山のお宝ステーション事業等を行うための事業費として計上させていただいてございまして、今回の本議会の中でも非常にお話をさせていただいてございますので、詳細は省略させていただきますけれども、特によろしいですかね。

〔「ここで詳細をやらなきゃ」の声あり〕

○農林課長 いいですか。はい、わかりました。それじゃあ若干、少しお時間をいただいて、済みません。それでは、済みません、11番目のポツになりますが、市有林施業委託料1,020万円につきましては、塩尻市の市有林1,571ヘクタールでございます。このうちの平成26年度は、25ヘクタールを国の森林環境保全直接支援事業を受けまして、補助率40%でございますが、受けまして整備をしてみたいというふうに思っております。それから1つ飛んでいただいて、森林集約化事業委託料200万円でございますが、これは片丘地区で本年度実施してございます森林集約化事業を市内各地等にもこれから広めていくわけでございますが、この辺の森林の現況調査から施業のプランニングまで、林業経営コンサルティングに委託をするものでございます。それから1つ飛んでいただいて、林道改良工事3,500万円につきましては、片丘地区で集約化事業を進める中でですね、間伐材等が発生してくるわけでございますが、これを効率的に搬出するために、片丘地区の主要な林道を計画的に整備をしてみたいということでございまして、片丘の林道片丘南部線、それから林道片丘大塚線、おおむね3キロになりますけれども、これを5年計画で整備をしてみたいという予定でございます。それから、その次のポツになりますが、備品購入費につきましては、後ほど山のお宝ステーションのところでお話をさせていただきますので飛ばさせていただきますので、その次のポツになりますが、市民の森林づくり実行委員会負担金30万円につきましては、森林整備の推進を広く市民に啓発をしてみたいと思っております、その啓発に係る、また活動に係るところの事業費といたしまして、平成25年度、本年度は7月20日に金井区で実施してございます。これも、26年度もおおむね7月に実施をする予定でございます。それから、その次のポツになりますが、森林整備地域活動支援事業交付金554万円につきましては、片丘で集約化が行われたというような、同じようなパターンになりますが、この森林法が改正されまして、森林経営計画を作成して森林整備を行った場合は国から助成が受けれるということでございまして、この森林経営計画の作成に係るところの地元への支援という形でございます。単純なパターンで行きますと、1ヘクタール当たり大体8,000円が支援として行われております。いろいろなパターンがございませうけれども、標準的にはそんなところでございます。それから、そ

の次のポツになりますが、森林整備補助金1,288万4,000円につきましては、国、県、市、それぞれ事業を展開してございまして、国では森林造成事業補助金という形で森林整備に対して助成が行われます。補助率がいろいろありますけれども、実質、市をこれに上乗せをいたしますと、地元では大体10分の3くらいを負担をしていただいて整備をしていただいているというのが今のところのパターンでございまして、平成26年度は、片丘、北小野、洗馬、それから檜川です、おおむね156ヘクタールを森林整備をする予定でございまして、それから、県の関係でございまして、県ではふるさと森林税、いわゆる税事業と私ども呼ばさせていただいておりますけれども、この森林税を活用いたしまして、これも森林整備等を行った場合に支援が受けれるという形でありまして、26年度は、宗賀、北小野、檜川でおおむね53ヘクタールほど整備をする予定でございまして、あと、塩尻市の独自の事業といたしましては、1ヘクタール当たり4万円を支援をいたしまして、地元で、また仲間で、個人で整備をする場合に対して支援をさせていただいております。これも、例年大体25ヘクタール近くの面積が整備をされるかなというふうに思っております。それから、下から2番目の山のお宝ステーション事業負担金につきましては、何回も議会の中でお話がございましたように、小規模な林業経営体の育成をして、そして林業事業者をつくっていく。そして、林業にかかわる人たちを、関心を持っていただきながら、20年後、30年後の森林整備にかかわる地域づくりをしてまいりたいというようなものでございまして、特に将来的には、Fパワーへの木材を供給できるような、地域の基地にもなるような、そういったことも視野に入れているという状況でございまして、主な事業の内容といたしましては、振興公社に事業の負担金を申し上げまして、振興公社では木材に知見のある人を設置をしていただく。また現場の作業員等を設置をしていただきまして、備品購入費で購入いたします計量器、トラックさらはかれるような計量器でございまして、それからチェーンソー、まき割機等を整備いたしまして、ここで当面は薪会社等、また工房等への木材をここで整備をいたしまして、お渡しをしていながら、その精算金を還元をしていくというような、そういった仕組みをつくってまいりたいという状況でございまして、よろしく願いいたします。以上、御審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長 それでは、6款について質疑を行います。

〔「休憩」の声あり〕

○委員長 それじゃあ、10分間休憩いたします。10分。

午後2時12分 休憩

午後2時22分 再開

○委員長 それでは、休憩を解いて再開いたします。

○商工課長 先ほど労働費の中でですね、199ページでございまして、下から2番目の白丸、雇用対策事業の一番下のシルバー人材センター補助金の関係で、先ほど私、2万7,000円の増という説明をさせていただきました。27万円増の変更でお願いします。これにつきましては、国のですね、国庫補助基準額に基づきまして、その国庫補助基準額を限度に塩尻と朝日村が補助金を出すということでございまして、昨年度まで1,065万円だったものが1,092万円に変更になったということでございまして、27万円の増額とさせていただきますので、訂正しておわび申し上げます。申しわけございません。

○委員長 よろしいですか。それでは、6款について質疑を行います。委員より御質問、御意見ありますか。

○永井泰仁委員 新規事業の山のお宝ステーション事業負担金ですが、当面これは振興公社ということでしたが、実は、何て言うかね、北小野の財産区はいいんですけども、宗賀とか洗馬の財産区っていうのは、今金利も下がってしまって非常に財産区そのものの運営も困っているものですから、何か振興公社の、またさらに手助けに木を出してくれるようにするとか、何か少しね、財産区にも収入につながるような、そういう使い方とか、あるいは組織的にね、下の末端組織で専門委員とか議員はともかくとして、財産区のね、そういうふうにして少しね、財産区も何か参加したり、若干収入につながるような、そんなこともちょっと検討してもらいたいですけど、どうでしょうか。

○農林課長 財産区、または林野組合が地域にあるわけでございますけれども、これにつきましてもですね、今回山のお宝ステーション事業に、ぜひこちらのほうに地域で仲間を組んでいただいて、また区の事業としてですね、取り組んでいただいて、地域の材をですね、このステーションのほうに搬出をしていただくというような、そんなこともできればですね、恐らくいい事業になっていくなというふうに思っていますけれども。

○永井泰仁委員 振興公社の経営も負債が七、八百万円抱えているようですので、こういう事業だとか、いろいろな事業をですね、着実に収益につながるように経営面も配慮して一生懸命やってほしいと思います。要望でいいです。

○委員長 ほかにありますか。

○中村努委員 ちょっと農業委員会の関係で、ちょっと予算とは関係ないんですけど、ちょうど改選があったんで確認をしておきたいんですけど、選挙区から選挙で出られる方は、多分被選挙権の資格がいろいろ決まっていると思うんですけど、議会推薦、団体推薦の方というのは、何か資格はあるのでしょうか。

○委員長 答弁を求めます。

○農業委員会事務局長 ちょっと今、即答はできませんけれども、通常、改良区、農協もそうなんですけれども、10アール以上耕作しているんだということで選挙人名簿等に搭載されている方ということです。それで、事前に議会のほうの関係につきましても登録されているのかどうかというような、ちょっと若干、照会みたいなもの、また、当然農業委員として出てくるわけですので、全く農業の経験のない方等、推薦ということも議会のほうでも今まで行ってきておりませんので、農業にかかわりのある方が推薦をいただいております。また、特に女性の方っていった場合にですね、農業は世帯単位で考えますので、おやじさんが農業をやっているといった場合について、奥さんと一緒にやっているというような形も出てきますので、そこら辺で判断しております。

○中村努委員 また次回もありますので、その辺のはっきりしたものは、あらかじめ議会のほうにもまた教えていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○委員長 ほかにありますか。

○丸山寿子委員 211ページ、資料だと23ページになりますが、流通コーディネーター事業のところ、供給コーディネーターを1名から2名にということだったんですけど、このコーディネーターの仕事をもう一度確認させていただくと、2人にふえて仕事の内容は2人とも同じようにやるのか、それともある程度傾向的に分担してやるのか、ちょっとその辺について教えてください。

○農林課長 農政係長から回答申し上げます。

○農政係長 最初の御質問でありますけれども、2人にふやすうちのお1人はですね、JA洗馬管内の野菜の供給をお願いする予定であります。現在いる供給コーディネーター1名は、JA塩尻市直売所のききょうのほうに張りついておりますけれども、JA洗馬にも直売農家の団体がございます。そちらからの品が学校給食に供給できるようにということを考えての設置になります。

仕事の内容につきましては、最初の段階は、まず現在の供給コーディネーターの仕事内容を覚えていただくところから入っていただきますが、両管内ともですね、つくっている主要作物が異なりますので、JA洗馬からはですね、野菜の大きな供給源となるのが予想されますので、そういった部分、違いをですね、わきまえながら、踏まえながらですね、学校給食なり地産地消の推進に生かしてまいりたいという考え方でございます。

○丸山寿子委員 学校給食のほうの関係なんですけれど、そのコーディネートをしていく上で各学校の調理員のほうに、例えばその年の作物の状況ですとか、例えば昨年でしたらば凍霜害等あったわけで、通常の年よりかなり厳しい条件の中で、農家の皆さんも最大限の努力と本当に子供たちへの愛情で頑張っていたと思うんですけど、そういった状況っていうのは伝えているのかどうか、ちょっとその点についてお願いしたいと思います。

○農政係長 ただいまですね、御質問のありました供給コーディネーター1名のほうで、現在ブログのですね、更新をしております。学校給食の日々ですね、供給のかかわりについてのですね、情報提供をしているところでございまして、恐らく市のホームページから、あるいは市の農業公社のホームページからリンクが張られていると思われまして、またですね、学校給食の現場の職員、そして栄養士との関係もですね、構築すべく定期的な会合もしております。栄養士会等にですね、お邪魔させていただいて、供給の現状等をですね、理解していただく取り組みや、農業者の方にですね、学校のほうまで足をお運びいただいて、給食の時間をともにしていただくような取り組み、そういったものにもですね、理解をしていただくような努力をしておりますので、生産者のほうにも徐々にですね、学校給食の供給に対する考え方というものが浸透しているのではないかと推測しているところでございます。

○丸山寿子委員 日ごろそういうことで連携をとってというか、情報交換等してやってらっしゃるとは思うんですけど、ちょっと聞いた話では、たまたま1つの学校だけがそうだったのではないかとはい思うんですけど、必死に、凍霜害にあったのでいつもより規格は悪いんですが一生懸命出したところ、返されてしまったというようなこともちょっと聞いたり、何かそういったこともあるようですので、その現場の判断で、担当した人によってちょっと違うこともあったかに聞いていますので、その辺ちょっと調査していただきまして、その年の状況っていうのがあるかと思っておりますので、十分情報が行くようにお願いをしたいと思っております。要望します。

○委員長 要望でいいですか。

○丸山寿子委員 はい。

○委員長 ほかにありますか。

○牧野直樹委員 せっかくなんで、ちょっと関連で。その下にある販路構築コーディネーター、私、経済建設2年ぶりに来ましたんで、初めて聞く名前なんですけど、この方の仕事は何をやっているんですか。

○農政係長 販路構築コーディネーターは、平成25年度より1名設置をさせていただいております。本年度6月から11月にかけて、市内の量販店におきまして地産地消フェアを月に1回、2日間開催しておりますが、我々にはそういった業界のですね、慣例等が十分把握できていない部分がございます。これまで量販店等での実

績がある方、バイヤーに入っていただきまして、ノウハウの提供をいただいているところでございます。

○委員長 よろしいですか。

○牧野直樹委員 実は、私もことし、販路を2つ開拓をいたしまして、たまたま東京でロシア料理をやっている人から連絡がありまして、ビーツが欲しいということでさんざん探したら、洗馬農協に通年ビーツが供給できるというそういう話を聞いて、もう既に数十箱送ったりしていますが、そういう仕事もされるっていうことで、頼めば、そういうコーディネーターに。

○農政係長 現在、生産現場から消費の現場へ届けるのに、供給コーディネーターと販路構築コーディネーターがいるわけですが、流通チャンネルというのは実はたくさんございまして、現場のニーズに即したですね、供給体制が構築できるかが現在鍵になっているところであります。市場のニーズを的確に把握するという意味合いでは、販路構築コーディネーターのほうが分があると思っておりますが、農業生産現場は旧態依然としてですね、良いものをつくれれば売れるだろうという観念からなかなか脱却できません。そういった部分については供給コーディネーターがつなぐというようなことをしているわけでございます。少しずつですね、両者の間を接近させることが、両者と言いますのは、生産現場と消費の現場を接近させることが地産地消だと考えておりますので、両コーディネーターの力を合わせてですね、供給を進めてまいりたいと考えているところで。今、委員さんのほうで御提案のありましたですね、特殊な農産物の場合には、現場にニーズがなければ流通させることはできません。今、一番ですね、流す形態が近いと思われるのが、農協と卸しを結ぶ流通経路も構築しているところでございます。そちらのほうでは、レストランからさまざまですね、季節に応じたニーズが出ておりまして、そういったものに対応するのは、現在供給コーディネーターが担当しております。以上です。

○牧野直樹委員 了解、いいです。

○委員長 よろしいですか。ほかにありますか。

○中村努委員 その下の農産物機能性分析調査ですけども、これは他の産地でやっているようなところはあるわけですか。

○農政係長 長野県内でございますと、松本市がですね、平成25年度の新年度予算に180万円を計上しております。調査を進めたところ、私どもが来年度委託をする予定の業者と重なっております、松本一本ねぎを初め多くの産品についての調査がことしもあったということを聞いております。狙いは松本市さんとも同様でございまして、塩尻野菜の優位性を見つけて形や色、それから値段だけではない新たな価値観を提供することによって消費の拡大を目指すというものでございます。全国的にはですね、香川県あるいは鳥取県のほうで取り組みが進んでいるという情報を得ております。以上です。

○中村努委員 数値として優位性が出てくればいいんですけど、逆の場合もありますよね。そういったときの考え方はどうですか。

○農政係長 現在ですね、比較対象と考えているのは、大きな市場で流通しております一般的な農産物のデータ、委託する予定の業者には15年間の蓄積データがあるそうでございまして、そのアベレージとの比較という形になろうかと思えます。幸いにして当地はですね、日照量が大変豊富な土地柄で、果物それから野菜の総合産地でございますので、季節、恐らくおいしいものは栄養価が高いだろうという想定をしているわけですが、旬のピークに合わせて10品目ほどサンプルを送付いたしまして、機能性の分析をさせていただきたいと考えてい

るところです。

○中村努委員 じゃあ、しっかり優位性があると自信を持っていますと、そういうことでいいですね。

○農政係長 私としては自信を持っておりますが、業者のお話ですと、有機栽培が必ずしもいい数字は出ないというようなお話も聞いているところでございます。慣行栽培でも十分な数値が出るというような話もございまして、特に農産物の場合は気候ですとか、環境によってですね、また季節によって毎年ですね、作柄が変わってまいります。その点もですね、どのあたりが適時なのかというのは、私どもJAとかですね、あるいは業者のほうと連絡を密にとりまして、できるだけ優位性が出るような時季に出したいというふうに考えているところであります。ですので、初年度につきましては、地産地消フェア等でその数値をあわせてですね、提供して販売するというようなことが、もしかしたらできないかもしれませんが、ことしの取り組みは来年につながるというふうに考えております。

○委員長 よろしいですか。ほかにありますか。

○永井泰仁委員 農業公社の経営状況はどんなふうか、遊休荒廃農地の解消にはかなり成果が上がってきているんですが、ある程度、今度は経営という面で団地化のような形で、同じ大豆ならですね、やっていかないと、非常に補助金が出ているでいいとは言いながら、効率が順に下がってきちゃうような気がするんですが、最近どんなふうですか。

○委員長 答弁を求めます。

○農林課長 済みません。農業公社のですね、今ちょっと関係資料が手元からですね、後ほど持ってきてお話をさせていただきますが、農業公社につきましてはですね、おおむね今までもお話しさせていただいてございまして、大豆ですとか、そういったものも35ヘクタールほどになってございます。これは、おかげさまで新しくですね、地域で営農組合等が立ち上がってきておりまして、洗馬、堅石等も広がってきているものですから、そこら辺と連携をいたしまして、大豆の生産をしながら、いわゆる地元の遊休農地等の解消にもつながっているという状況でございます。また、大豆の販売につきましてもですね、いろんなところと連携をしながら、大豆を、特にあやみどりというような緑大豆を生産販売をしているわけでございますけれども、これもあちこちなところで展開をできている状況でございまして、これも売り上げが伸びているということで、年間、ちょっと今、資料がないんですけれども、170万くらいだったと思いますが、の売り上げができていますと、こんな状況でございますけれども。

○永井泰仁委員 この農業公社も当初ね、6次産業化に向けていろいろ取り組んでいくという、こういう基本姿勢だったんですが、ちょっとまだ、そうは言ってもね、加工販売が伸びているとは言っても、とてもひとり立ちができるような状況じゃないと思うし、その辺のところをですね、少し計画的に6次産業化に向けたそういうものを入れていかないと、単なる大豆のね、遊休荒廃農地の解消を主力だけでも、これからはちょっと難しくなるのではないかと思うものですから、その辺のところをですね、市も補助金を出しながら、あるいは農業公社も徐々にひとり立ちしていけるようなね、そういう体制も市も一緒になって応援したり、指導していく必要があるんじゃないかと思うんですが、その辺どうでしょう。

○農林課長 予算の説明のほうでですね、お話させていただきましたとおり、前年度、市の補助金が170万円ほど、来年度減額になっています。これは、自主事業がそれだけ進捗しているという状況でございまして、そん

なことで、特に委託作業もふえているというような状況なものですから、今後、本当はあんまりどンドンどンドン広がる方がいいことかって言うと、決してそうではなくて、変な話ですけど農業公社の事業が減ることが地域農業の発展につながることでございますんでね、全ていい話ではないんですけども、そうは言いましても、農業公社事業が今のお話のとおりいろんな事業展開をする中で進めていれるということは、非常に地域に守られているという部分もあるかなというふうに思っております。

○委員長 よろしいですか。ほかにありますか。

○中村努委員 205ページの農振地域の整備計画の見直しの関係ですけれども、この見直す基準っていうのを大ざっぱに教えていただきたいんですけど、例えば、圃場整備が終了して何年たったからとかいう自動的にそういう見直しがされるのか、実際の現地が、農業が振興しているかどうかとか、周りの環境とか見て変えていくのか、その辺の基準を教えてください。

○農林課長 農業振興地域整備に関する法律に基づきまして5年に1度見直しをしているわけですが、この農振計画につきましては、いわゆる農業の基本となる計画ということでございます。いわゆるとりわけ農地の問題にばかりに目が行くんですけども、そうではなくて、市の農業のマスタープランとなるものでございます。その中で、例えば農業を図るべき地域は、この地域ではこういったものを主体とした農業を進めていく地域ですよっていうことを指定をしていく。それで、その中にですね、塩尻市では、やはり今回五次総がございしますが、その中に位置づけられているような、例えば工業団地をこの地域には整備をしていきたいとなりますと、農業振興地域整備計画の相互見直しの中で、この地域は工業団地にしていきますということを、掲示を載せてですね、それには影響のない農業生産をその地域では進めていくというような、そういったようなプランニングをしていくのがこの事業でございます。

○中村努委員 そうすると、今回の見直しでそんな対象になるようなところは見込まれるのかどうか、いかがですか。

○農林課長 固有的に申し上げますと、一番わかりやすいところだと、野村桔梗ヶ原の工業団地については農業振興地域から除外をしていくというような、そんなことを組み込むという考え方でございます。

○委員長 よろしいですか。ほかにありますか。

○副委員長 信州ひすいそばの将来について、ちょっとお伺いしたいんですが、コンタミの問題があるから勝弦でね、5キロ離れたところ、つくんなきゃいけないからですが、そば業界としますとね、やはり緑色のそばっていうのは非常に難しい色の出し方でして、なぜかって言うと、日本そばには土壌菌と芽胞菌がありまして、結構色素を侵すんですよ。天然着色料が主体です。合成着色料は今、がん発生の問題があつたり、みんな使わないんですけども、そういった原料そのものが緑色ってことは、非常に業界は歓迎していることでございまして、これはもっと広がりますと、長野県には大手の製粉業、具体的な名前を言っちゃいますが、日穀製粉、柄木田製粉とありますが、ここも実際そういった緑色のそばをつくらうとしているんですが、蛍光灯の色だけでも色は退色してしまって売店から引き上げてこなきゃいけないってことがあります。ですから、ぜひ、このひすいそばの将来はどうなって、もっと展開していくのか、拡大していくのか、教えてください。

○農林課長 ひすいそばにつきましては、私ども非常に期待をしているところなんですけども、そうは言いましても過日、県のほうから作付の要綱が示されました。これはですね、とにかく生産者が1ヘクタール以上まとま

っているということ。それから2点目といたしましては、作付をする計画地から2キロ以上離れたところに、旧来の信濃1号というようなものが生産をされていた場合は、2キロ以上離れてくださいという話がありました。もし2キロ以内にほかのものがあつた場合は、その人からきちんと同意をとって、そしていくという。要するに、ひすいそばのほうが強いの品種だと思んですが、交配をすると相手方のほうが化けちゃうというそんな状況だと思います。そんなこともあります。それから、当然ほかの品種とは絶対一緒にまいてはいけませんとか、そんなようなこと、制約がございましてですね、つくれる場所が非常に限定してしまう。または地域ぐるみでこのそばをつくつていかないと作付ができないというような仕組みなものですから、今、勝弦区が塩尻市では一番ベストな場所かということで選定させていただいて、地元の皆さんと進めているわけですが、将来的には北小野のですね、上の原とか、ああいったところも、北小野の皆さんと地域ぐるみでですね、作付できるような方向ができれば進めてまいりたいと思っております。そんな意味でも、先日も地元の皆さんにこのひすいそばを食べていただいたんですが、北小野地区、それから辰野の振興会の会長さんも入っていただいて試食していただきましてですね、これは全体的な取り組みになっていけばなあという願いで進めておりますので、よろしく願いいたします。

○副委員長 ぜひこれは、本当に塩尻産で広めていきたいと思っているんですけども、2つほど、あとあるんですけども、必ずこれ、信州ひすいそばって信州をつけてもらいたいんですが、糸魚川に行きますと、既にもうひすいそばっていう名前で売っているところがありますので、ネーミングの問題で問題になっちゃいけない。信州ひすいそばをお願いします。

あともう1つが、その信州ひすいそばを一生懸命やっという先生、赤羽先生っていらっしゃるんですけど、実は大変な問題、この予算とは違ってくるんですけども、そばアレルギーの子供が同じ公民館を使って発生したらどうするだつというクレームが出ちゃって、先生が非常に困って私に相談に来まして、ぜひ塩尻市として、そば道場をどこかつくってくれと。じゃあ先生、この近郊かねって話になったら、もう目をつけたって副市長と市長には直接なんかお話されてございますが、はっきり言っちゃいますと、桔梗ヶ原保育園がもう今ありますんで、その場所がちょうどいいじゃないかと。それと駐車場もあるし、そこでワインと一緒にくっつけて売れるから、先生その気になってますので、この予算と違いますが、ぜひ信州ひすいそばをですね、これは塩尻産としてぜひ広めたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。以上、要望です。

○委員長 ほかにありますか。答弁あります。副市長、済みません。

○副市長 名前が出ましたんで仕方なく答弁させていただきますが、そういうお話、御要望は承っております。私どもも桔梗ヶ原保育園、まだ閉園と言いますか、今年度で閉園をしてですね、まず市の公共施設の処分計画に従って、まず市が使うかどうか、その次に地元が御要望がないかどうか、その次に、それがなければですね、民間へ公募という形になりますので、その際に御応募をいただくんですね、私どものその地域全体の計画もありますんでですね、それにあわせたような形でできるものであればですね、そういう形でやっていただければなあというふうに思っております。

○委員長 ほかにありますか。

○金子勝寿委員 219ページ、Fパワー関連の予算の中で、先ほど説明の中で、備品購入費の中でチェーンソーとかまき割りという話がありましたが、山のお宝ステーションの後のまき製造販売とか、この辺、どのぐらい

かは、木が入ってきてね、搬入がないのに搬出まで、ちょっと計画まで具体的に言えないかもしれません。とりあえずこの予算でどのぐらいの能力の、立米ぐらい、まきとかつくれるとか、その辺わかりますか。

○**農林課長** これはまき割機ですので、1日稼働すればということなんですけれども、それよりかも大体1人の人が1日そのまき割機を使ってですね、1日つくったといたしましても、おおむね0.7立米くらいだそうです。2人で大体1.4立米だと言っていましたんで、そのくらいな状況であります。今回、当面の目標といたしましてですね、できれば塩尻市といたしましても、この山のお宝ステーションで年間550立米ぐらいの木材搬入をいただいて、まき等にいたしましてですね、出せればなというのが、まずは目標なんですけれども、それに向かって、将来的にはFパワーへの木材の供給にもつながるものですから、そうなりますと、もっともっと大きな数量も確保できると思いますけれども、当面は、まず550立米ぐらいを目標にしていきたいと、こういうふうに思っています。

○**金子勝寿委員** Fパワーが軌道に乗ってきてからでないといけない面もあると思うんですが、そのまき、地元向けの販売なのか、ちょっと計画の段階で多分これは積算されると思うんですが、もしくは関東、中京圏等もきちんと視野に入ってお考えなのかどうか。

○**農林課長** ちょっと具体的な固有名詞を申し上げますけども、現在、伊那にDLDというストーブを販売している会社がございます。ここは年間ですね、ストーブを1,000台ぐらい毎年販売をしているというようなことで。ここは、ストーブを販売するのとあわせて、まきの供給もそこでしているというところがございます。そこで伺った話なんですけども、最近、都内ではピザにまきを使った自然的な焼き方で出していくというのが今、多くなっているようでございまして、ここら辺の供給っていうのは非常に大きくなっている。これからまきというのは、非常にテレビなんかでもですね、非常に放映されてくる中で、まきを設置した家の作り方っていうのもこれからふえてくるだろうと思っておりますので、まきの供給に関しましては、これから期待のできるものかなっていうふうにとめてございます。

○**金子勝寿委員** 最後に、非常に、関西圏のまきストーブ会社さんとか代理店さんからも、関東中京方面へまきを送る場合に非常に塩尻とかこの辺が地の利がいいと。土地だけでもいいからという話もありまして、今DLDさん、国内最大手ですが、せつかくなら地元には安く、一方で事業はうまく回るような形でですね、また考えていただきたいなということで、要望で終わります。

○**委員長** ほかにありますか。よろしいですか。

〔「なし」の声あり〕

○**委員長** 次に、7款商工費について説明を求めます。

○**商工課長** それでは、予算書の220、221ページをお願いいたします。あわせて、予算案の説明書の26、27ページをお願いいたします。7款商工費1項商工費1目商工総務費の上から2つ目の白丸、商工総務事務諸経費のうち、下から5つ目の黒ボツ、産業振興ビジョン研究業務委託料30万円でございますが、産業の融合化の動きに合わせまして、自然産業にかかわる全体の政策形成や方針を集中的かつ効率的に行い、各分野におけるニーズや課題に対しまして一体的に対応し、新たな産業や雇用の創出を目指すために、長野経済研究所へ委託をして研究を行うものでございまして、いろんな産業分野がございまして、農業、林業、工業、商業、観光業、ブランドサービス業などを対象に研究を進めさせていただくものでございます。一番下の黒ボツ、

地場産センター負担金473万1,000円でございますが、地場産センターから塩尻市へ派遣されております職員の人件費1名分を負担するものでございます。

2目の商工振興費の一番上の白丸、地域産業振興推進事業のうちの上から4番目の塩尻インキュベーションプラザ指定管理料2,219万7,000円でございますが、平成22年度から振興公社に施設の指定管理を委託しているものでございまして、市からの派遣職員1名分、嘱託職員2名分の人件費、あとは清掃設備保守点検等、水道光熱費などの施設維持管理費の費用でございます。その下の地域産業ネットワーク形成事業委託料950万円でございますが、コーディネーター2名分、機械金属系とICT系でございますが、2名分とあとサポートスタッフ1名分、3名分の人件費が主な費用でございます。その主な事業内容につきましては、工業振興プランに基づきます市内製造企業の生産管理や改善にかかわります支援、また市内企業のコーディネート、産学連携、あと異業種間交流、MITサロンの事業展開、支援などが主な事業でございます。3つ下の商工業振興対策事業補助金2,371万1,000円でございますが、商工業振興対策事業補助金要綱に基づきまして、工業団地等に進出した企業等を対象とした工場用地取得事業、工場等設置事業に該当する企業への補助、また中小企業の受発注支援事業、人材育成活用事業、商店街活性化事業、創造的技術開発事業等を支援する中小企業への補助金でございます。その下の黒ポツ、推進プロジェクト負担金180万円でございますが、中小企業を対象といたしました機械保全や検査、組み立て、またセミナー、新入社員研修、それから小学生を対象といたしましたこども科学探検団の開催、それとあと企業間連携事業の促進費用の主な内容でございます。商工会議所で実施している事業でございます。その下の黒ポツ、塩尻市振興公社運営補助金2,500万円でございますが、公社事業の運営を担当いたします市からの派遣職員2名分の人件費、あとは法人運営や事務処理等の嘱託職員1名分の人件費、また会計処理、事務費、評議員会等への公社運営にかかわります報酬や費用弁償の経費となっております。その下の黒ポツ、商工業振興対策事業負担金1,857万7,000円でございますが、先ほどお認めいただきました塩尻市商工業振興条例の商工業者の役割を具現化するための商工業振興対策事業補助金の一部を商工会議所及び振興公社で実行していただくための負担金として支出するものでございます。

次に、222、223ページをお願いいたします。一番上の白丸、中小企業融資あっせん事業でございますが、その下の黒ポツ、中小企業融資あっせん保証料補給金5,000万円でございますが、中小企業が融資を受けまして、その借り入れについて信用保証協会が保証する場合、その企業の信用能力に応じまして信用保証料が必要となりますが、市制度分につきましては、不況対策といたしまして市が全額負担をしておりますし、県の制度資金につきましては、融資のメニューによって違いますけれども、市が40%から50%の相当額の負担をしております。中小企業の不況対策事業として実施しております。事業者の負担軽減を図っておるものでございます。その下の黒ポツ、中小企業融資あっせん資金預託金14億円でございますが、市融資制度といたしまして、中小企業への融資額の一部を市が金融機関に預託いたしまして、中小企業者に有利な融資条件を実現するための預託金となっております。平成24年度から未償還分を含めまして預託金倍率が4.7倍ということで、融資金が可能となっております。毎月金融機関から融資実績を提出させまして、融資可能額の調整をしておりますが、平成26年1月末現在での市融資制度の実績につきましては170件、11億1,000万円余となっております。特に特別小口資金の融資制度、特に運転資金、設備資金がふえております。現在の実績や今後の見込み等を勘案しまして予算計上させていただいております。

その下の白丸、工業団地維持管理事業でございますが、市内の工業団地の環境整備、維持管理を行い、適切な管理運営を図るための経費でございます。3つ下の営繕修繕料70万2,000円でございますが、そのうち45万円につきましては、角前工業団地にありますテニスコート北側のネットフェンス、支柱ほか必要箇所を修繕する経費となっております。

その下の白丸、商工団体活動支援事業でございますが、一番上の黒ポツ、商工会議所事業補助金1,037万3,000円でございますが、商工会議所の活動事業及び中小企業相談の経営指導等にかかわる支援補助金となっております。

その下の白丸、企業立地推進事業でございます。一番下の黒ポツ、用地取得費1,943万8,000円でございますが、土地開発公社が負担する産業団地、今泉南テクノヒルズ内の事業用定期借地権設定区画7区画分の用地費でございますが、事業用定期借地期間に応じまして支払うものとなっております。

○FPプロジェクト推進室長 引き続きまして、信州しおじり木質バイオマス関連事業の御説明をいたします。この事業は、信州Fパワープロジェクトの推進にかかわる事業でございます。説明資料の29ページ、それから予算の概要の14ページに具体的に一覧として取りまとめてございますので、そちらをごらんいただきたいというふうに思います。

まず最初に、信州しおじり木質バイオマス推進協議会委員報酬12人分でございますけれども、平成24年度から設置しております信州しおじり木質バイオマス推進協議会ですが、25年度分までは、環境省の委託事業の関係で塩尻市振興公社が事務局を務めて運営してまいりました。26年度につきましては、引き続き熱利用にかかわる協議、検討を行っていただくため、事務局を市としまして協議会を継続してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。次、下から5番目の樹木管理委託料でございますけれども、これにつきましては、プロジェクトに山麓線から入っていく大通りの植樹、街路樹が、当初つくったままになっている状況でございますが、今回大きなプロジェクトとして見学者等ふえる状況が想定されますので、一旦ここで剪定をして、きれいにしていきたいというふうに思っております。それから、その下の熱利用調査委託料でございますけれども、これにつきましては概要の14ページのところに詳しく記載をさせていただいております。1つ目としましては、木質バイオマスボイラーの導入診断調査。これについては、本会議の質問でもございましたけれども、ヘルスパ塩尻、それから田川の郷、農業ハウス等の3カ所を現在予定しておりまして、それぞれの最適な規模を算出しながら類似の施設のほうに検討できるように持っていきたいというふうに考えております。もう1点は、木質バイオマス事業化計画策定でございます。これにつきましては、まだ発電プラントのほうの詳細は決まってくる状況ではございませんけれども、これらの熱供給施設の規模、それから活用方法、熱交換方法等について具体的な事業化へ向けた計画を策定するというところで事業策定を行います。それから、熱利用基礎調査事業ということでございまして、有効な熱利用の事業化に向けまして、その熱利用する事業地における基礎調査を実施していくという3点が、この熱利用調査委託料でございます。その下の分筆測量委託料につきましては、現在造成地の造成工事を行っておりますけれども、開発行為の後、貸付地を明確化するために分筆を行うための委託料でございます。次のページをお願いいたします。次のページの重機借上料につきましては、現在造成工事が行われているところでございますが、造成の安全上、調整池のほうを先行して造成してまいります。そのため、調整池のほうの泥上げ等、まだ工事の途中でございますけれども必要があればその泥上げ等をして、地域の雨水対策の

安全の確保を図っていききたいということで計上させていただきました。それから、周辺整備等工事につきましては、現在開発の中で道路の築造をしておりますけれども、その新しくできた道路の歩道と現在の大通り線の歩道のところの部分の歩道の舗装が未接続の部分がありますので、その部分について歩道の舗装工事を行って接続させていききたいというものでございます。それから、信州Fパワープロジェクト検討委員会負担金でございますけれども、これにつきましては、北熊井、東山検討委員会への負担としまして、25年度に引き続いて26年度について負担をしていききたいというものでございます。

○商工課長 それでは、引き続きその下の白丸になりますが、商工業活性化事業につきましてでございますが、平成25年度まで、団体活動支援事業と街中にぎわい創出事業がございましたけれども、それを一本化いたしまして、商工団体等が行うイベント事業の経済効果が期待できる団体支援から事業支援へと転換を図る中で、企画提案事業として位置づけまして、来年度、事務局を商工会議所のほうへ移管するというで今現在考えております。一番上の玄蕃まつり開催負担金427万円余につきましては、玄蕃まつり実行委員会へ負担するものでございまして、本年度は天候に恵まれて、踊り手は58連3,155人の参加がございまして、人出は1万3,300人を数えました。その下の黒ポツ、広丘夏まつり開催負担金120万円でございますが、これも同じく実行委員会への負担金となっております。本年度、天候に恵まれてですね、地元の小学生や帰省された御家族など、当日の人出は3,000人を数えたということでございます。その下のハロウィーン開催負担金130万円につきましても、開催経費を実行委員会へ負担するものでございまして、本年度は台風の影響が心配されて、肌寒い中ではございましたけれども、予定されたイベントは全て行うことができまして、約1万人の方がおいでいただいたというところでございます。その下の黒ポツ、企画提案事業負担金375万円でございます。これにつきましては、既存事業の見直し、また新規事業の提案によりまして、さらに経済効果を上げる事業といたしまして、チャレンジしていただくための展開を図るということを目的で、既存事業を一本化させていただいたものでございます。その補助要件でございますけれども、今までのマンネリ化ということが大分なっておりますので、新規事業、または既存事業で経済効果の見込まれる事業、また基本的には3年間の継続といたしまして、継続性が認められる場合は継続性を認めるわけでございますが、基本的には3年間といたします。それから、1団体複数件数の申請を認めるという中で、2分の1の補助を上限という中で現在検討しております。現在、既存事業はですね、大門、広丘、檜川商店街の販売促進事業ですとか、各商業組合のイベント、広丘商工会青年部のイルミネーションなどを行っておりますが、今後新たな新規事業といたしまして、街コンのバルですとか、飲食店のランチの作成など、そういった経済効果が上がる事業の展開を期待をしているところでございます。

3目の木曾漆器振興費の一番上の木曾漆器振興事業でございますが、上から5つ目の木曾高等漆芸学院指定管理料150万2,000円につきましては、木曾漆器工業協同組合に施設管理、事業運営を指定管理する指定管理料となっております。4つ下の漆器祭・宿場祭開催負担金350万円でございますが、毎年6月に開催されます第47回木曾漆器祭・奈良井宿場祭の開催負担金となっております。2つ下の黒ポツ、地場産センター運営補助金4,000万円でございますが、地場産センターの運営を補助するものでございまして、公営的な事業、高度化資金返済金などを対象とした費用でございまして、全体事業費は3億3,000万円余となっております。それから、その下の黒ポツ、木曾漆器普及拡大事業負担金、平成25年度からスタートいたしました事業でございまして、500万円でございます。木曾漆器振興のために新たに飲食店などが市内漆器店から木曾漆器を購入

した際に、その費用を補助する事業でございます。本年度から商工会議所のほうで実施している事業でございます。財源といたしましてですね、過疎債500万円が全額充当されて2年目となりますが、今後も実施してまいりたいということで考えております。その下の黒ポツ、木曾漆器振興対策事業負担金659万円でございますが、木曾漆器産業の振興を図り、長引く不況と生活環境の変化などにより産地では従来に増して厳しい状況が続いておりますけれども、漆器産地の維持と継承に向けまして、産地事業の中核であります木曾漆器工業協同組合等への運営を支援するために商工会議所が実行する事業となっております。内訳ですが、組合に対する補助金が549万円、そのほかに木曾漆器生産者組合23万円、木とうるしの会へ6万5,000円、木曾漆器伝統工芸士会へ20万円というようなことになっております。その下の黒ポツ、伝統工芸木曾漆器後継者育成事業負担金144万円でございますが、伝統工芸木曾漆器の製造技術の保存、伝承、後継者育成を図る目的でございます。その技術を習得しようとする者に対しまして、月額2万円を24カ月を限度として奨励金を支給するものでございます。その下の黒ポツ、地場産センター運営貸付金2,000万円でございますが、地場産センターへの運転資金を目的といたしました短期の貸付金となっております。現在でも資金調達計画を提示させまして段階的な貸し付けを行うものでございまして、全て年度内には返済されているというものでございます。引き続き名古屋城本丸御殿の関連の材料の購入費、また調達費用が予測されますので、本年度と同じく総額2,000万円を予算計上させていただいたものでございます。私からは以上でございます。

○ブランド観光課長 それでは、引き続き4目地域ブランド推進事業費を御説明をさせていただきます。前年度と比較をしまして大きく変更になった点、あるいは新規事業について申し上げさせていただきたいと思っております。

まず、225ページ、引き続きであります。2つ目の地域ブランド推進事業1,926万7,000円でございます。222ページをごらんいただきたいと思います。黒ポツの上から3つ目でございますけれども、地域ブランド推進活動負担金、それからワインブランド推進事業負担金、1,139万円、それから350万円でございます。

予算説明資料の28ページをごらんをいただきたいと思います。一応、地域ブランド推進活動負担金の事業を8つ主なものを挙げさせていただいております。既に本会議のほうでも説明をさせていただいております。ことしは新規の事業としまして中信4市の連携イベントを、これは11月8日、9日ということで決まっております。それから、東京アンテナショップ（塩尻醸造所（仮））の、これは有効活用をするための事業。それから市民向けワインプロモーションということで、昨年度、4月20日を塩尻ワインの日と制定をしております。その1周年のイベントを行いたいというものであります。続いて、塩尻ブランドイメージアップツール制作ということで、ポスターあるいは冊子を制作をしていきたいなということでございます。あと、期間限定アンテナショップ、それからワインプロモーション／プレゼンテーションにつきましては、従来やっております名古屋でのアンテナショップの展開、それから下のほうはアペリティフの日ということで、回遊イベントが6月1日からひと月、6月30日まであります。そちらのほうへの出店でございます。あと、しおじり山賊焼きの日イベント、これは8月1日から3日ということで、これも実行委員会のほうで決定をしております。あと、松本山雅「塩尻デー」ということで、日程につきましては現在調整中でございます。

それから、ワインブランド推進事業負担金ということで3つお示しをしておりますが、資料のほうです。ワイナリーフェスタ2014、それからワインと語る夕べ2015につきましては、25年度まで観光振興費のほ

うのイベントのほうに予算計上しておりましたけれども、ブランドのほうに移動をしたものでございます。それから、一番下の白丸であります、日本アルプスフェス2014、これはまだ仮称でございますけれども、中信4市でのイベント実行委員会への負担金でございます。地域ブランド推進事業費につきましては以上でございます。

続いて、5目の観光費でございます。予算書の227ページに戻っていただければと思います。まず、白丸の2つ目でございますけれども、観光振興事業ということで、3,184万9,000円でございます。その主なものでございますけれども、3つ目の黒ポツ、観光事業委託料、これは観光協会に観光運営費を委託をするものでございますけれども、従来より約1,100万円増額になっております。これは塩尻4宿400年祭負担金450万円、それから観光課の事業と観光協会の事業を少し棚卸しをしまして、パンフレット、要するにPRツールについては、印刷も含めその管理を観光協会のほうでということ、そちらのほうに従来持っているお金を約400万円移動をしております。あと、松本空港の冬期利用促進の助成金をそちらのほうで見るとということで、およそ1,100万円が増額となっております。

それから、次の丸であります。観光施設維持管理費でございます。上から2つ目、臨時職員賃金ということでありますが、これは新規で予算計上をいたしました。実は、経済事業部の中で所管をしている施設、トイレあるいは遊歩道、看板などなどが市内に点在しております。それらを定期的に巡回をして維持管理に努めたいということで、一応、観光施設維持管理費のほうに計上をさせていただきました。229ページに移ります。黒ポツ、上から16番目ですかね、観光サイン台帳作成業務委託料148万7,000円であります。これも新規でありますけれども、従来、観光施設、サインも看板も含め壊れると直すっていう、そういう対応をしてきておりますけれども、そうではなくて台帳化をして計画的に維持管理をしていきたいというための業務委託でございます。下から4番目の黒ポツ、観光施設整備工事1,598万4,000円でございますけれども、一応6件予定をしております。主なものにつきまして、資料のほうの28ページのほうに掲げさせていただいておりますけれども、1つは高札行灯型の公共サインということで、これは木曾11宿あるいは本山宿まで、既に中山道の統一サインとして記名サインをなしてきております。それを市内のあと残る洗馬、塩尻、郷原宿の3宿に設置をして、歴史街道の認知をしていただくとともに来訪の機会をつくっていききたいということで、3基設置をさせていただきます。それから、観光センターレリーフ設置工事ということでありますけれども、観光センターが駅をおりて見にくい、あるいはバスをおりて駅に行くときに、要は認知できないというようなお話というか、声があります。それに対応するためにサインを設置をして、視認性を高めていきたいというものでございます。あと、いこいの森公園遊具改修工事、これは安全点検の結果、使用不可能というふうに診断をされたものでございますので、修繕をしていきたいというふうに思います。

それから、229ページのほうに戻っていただいて、広域観光推進事業負担金であります。ここでは金額はさほど変わっておりませんが、1つ、日本アルプスサラダ街道協議会を日本アルプス観光連盟に統合をし、廃止をするということで決定をしておりますので、こちらのほうでは60万円が減額になっております。231ページをお願いいたします。一番上でありますけれども、わずかでありますけれども、全国麺類文化地域間交流推進協議会負担金ということで、そば切り発祥の地を全国にPRしていきたいということで、そちらのほうの協議会に加入をさせていただくものでございます。その下の中山道鳥居峠観光宣伝協議会負担金、これは街道観光

というのが見直されてきておまして、木祖村と塩尻市で協議会を設置して、共有の鳥居峠という観光資源をPRをしていきたいというものでございます。

続いて観光振興イベント推進事業でありますけれども、こちらは約600万円ほど減額になっておりますけれども、先ほど商工のほうからも説明があったように、玄蕃まつりの負担金、実はこちらのほうにあったものを移動しております。それから、ワインイベントとして200万円持っておりましたものも、ブランドのほうに移動をしているということでもあります。一番下の黒ポツ、善知鳥峠分水嶺を美しくする会補助金、これは活動の補助金でありますけれども、新規で計上をさせていただいたところでもあります。

一番下の丸であります、誘客宣伝促進事業、ここにつきましても、昨年より100万円を減額しておりますけれども、こちらにありました印刷費を観光協会のほうに移管をしたものでございます。

233ページであります。下の丸であります、松本山雅FC応援事業ということで、これはホームゲーム、あるいはアウェイのゲームで誘客活動の実施等々をして観光振興を図るという内容のものでございます。以上、5目観光費に関する新規事業、あるいは変更点について説明をさせていただきました。

○委員長 それでは、10分間の休憩をいたします。3時35分まで10分間休憩します。

午後3時25分 休憩

午後3時35分 再開

○委員長 それでは、休憩を解いて再開いたします。

7款について質疑を行います。委員より御質問、御意見ありますか。

○中村努委員 227ページ、説明資料の28ページの観光事業委託料の塩尻4宿400年祭負担金ですけど、負担金の金額と大体どんなイベントの概要になるかをお願いします。

○ブランド観光課長 まず、負担金の金額であります450万円です。それから、事業でありますけれども、現在実行委員会の中で計画をし、ほぼまとまっているのがですね、10の事業をやるということで、講演会、学習会っていうのが1つ、それから展示事業、宿場の日事業、これはそれぞれの4宿が、それぞれ1日開催をするということでもあります。それから皇女和宮の御下向行列ということ、それから後世に残す記念事業、スタンプラリー事業、ウォーキングマップの増刷、それから街道ウォーキング事業、街道スケッチ展、高札行灯の設置事業、これは先ほど申し上げましたが、一応記念事業の中に位置づけをさせていただいております。ということで今、10の事業を立ち上げているところであります。

○中村努委員 それだけもうまとまっていれば、何か1枚にして提出できませんか。

○ブランド観光課長 実行委員会のほうの計画案であります。そのことだけ御了解をいただいて、一応事業のスケジュールということで1枚のものにまとめておりますので、そちらのほうを提出させていただきたいと思っております。

○委員長 よろしいですか。ほかにありますか。

○金子勝寿委員 223ページの中小企業融資あっせん事業ですね、これ、いつも総枠で予算はいただくんで、実績というか、金融機関別みたいなのはありますか。昨年度だけでも結構です。

○商工課長 担当の係長から説明させます。

○**工業振興係長** 商工課工業振興係、古畑です。よろしくお願ひします。今、金子委員の御質問ですけれども、現在、本市の中小企業融資あつせんにつきましてはですね、市内の4行、そこにですね、アルプス中央金庫、それから商工中金、以上6行に対して預託をしております。預託の額がですね、実はこれから2月末時点の集計を行ひまして、その割合に応じて配分をするという形をとつておりますので、具体的に今、ちょっと数字を申し上げることはできないんですが、それにひいて、要するに高いところに関しましてはその分多く預託をいたしませし、低いところにはそれにあわせて預託をするという形をとつております。以上です。

○**委員長** よろしいですか。

○**金子勝寿委員** たしか県内の市町村でも一番預託に対する枠ですね、例えば割合というかが、いわゆる倍率が高いと言うとちょっと変ですが、その辺は、このまま維持できそうなんですかね。いわゆる金利とかの関係で、他市の市町村よりも1.5だったら塩尻市は2倍とか、たしか高かつたと思うんですけど。

○**工業振興係長** 毎年、1年に1回ですね、19市の担当者会議がござひまして、実は、そこで全ての条件等を出してあります。お互ひに比べているわけではないんですが、大体、平均しますと預託倍率は4.5が中心です。塩尻の場合4.7なんですが、その地域の特性ですとか、銀行との関係もござひましてですね、あとそれから、金利の面とかも総合的に判断して、本市におきましては、この6行と相談をしてですね、いろいろ条件を決定させていただいているという形をとつてあります。当然、飛び抜けていい条件ですとか、飛び抜けて悪い条件がないようにですね、そのような比較をしながら条件等は設定してあります。以上です。

○**金子勝寿委員** 最後に、その4行プラス、失礼ですがアル中さんと、あと商工中金さんですか、あわせてその実績みたいのを、私たちは知ることができるとですかね。公開にされていたら、ちょっと場所を教えていただければと思うんですが。

○**工業振興係長** 大変申しわけござひません。一応、各銀行から我々が教えていただいているという形になっておりまして、総枠の額の報告をいただいている形がござひますので、基本的には、これは我々担当者内部で管理をして見て、その預託のために使う数字で教えてくださいということでやっておりますので、当然、A銀行のものをB銀行に教えるということも一切やっておりませないので、申しわけござひませんですが御了解願ひたいと思ひます。以上です。

○**委員長** よろしいですか。ほかにありますか。

○**丸山寿子委員** 231ページが一番上の全国麺類文化ということで、そば切り発祥の地を全国に発信したいということなんですが、今のところ、どのようなことをやる予定なのか、お願ひします。

○**観光振興係長** ブランド観光課の百瀬です。今のところですね、全国麺類協議会のほうへ加盟をしまして、ここにあるのは加盟負担金になりますけれども、ここに今のところ全国で14の自治体が加盟をしております。そこに一緒に加盟をさせていただいて、それに準じる会員が90名ほどおりますけれども、その100の団体と一緒に、塩尻の本山から発祥しましたそば切りをPRしていく予定でおります。これから先につきましては、その協議会に入りまして、塩尻でこの全麺協の総会を行うなど、塩尻に少しでもそばに関する会議などを誘致をしていきたいと思つております。以上です。

○**委員長** よろしいですか。

○**丸山寿子委員** そば切り発祥ということもPRしていただきたいんですけど、市内見まして、そば切り発祥の

地なんだけれども、ある程度の大きなお店ですとか、それから、女性の観点から言っても、きれいなお店っていうんですかね、入りたくなるような、あるいは雰囲気のある、そういったお店がどうしても少ないので、人口比から言ったらちょっと観光地のあるようなところと比べてもあれかもしれないんですけど、それ、ちょっとね、市のほうに言ってもあれかもしれないんですけど、どうしても県内の月刊誌などでそういう特集を組んでも、ともすると塩尻が出てこないか、そば切り発祥の地というところの記事と、あと1店舗くらいしか紹介されないような、どうしてもそういう現状が目についてしまうんですけど、そばのね、やってらっしゃる皆さんは皆さんでも連携しているところもあるかとは思うんですけど、何かその辺、そば切り発祥の地で、そばで売っていくというところの、何かもうちょっといい展開にならないかなっていうことを日ごろ思うんですけど、どんなものでしょうか。済みません、難しい質問で。

○ブランド観光課長 かなり難しい質問でありますけれども、我々としては、ここに信州塩尻そば切り物語、昨年からはじめたんですけども、せっかくある歴史資源を世に出したいということで第1回目をやらせていただきました。なかなか、おっしゃるように個人経営の皆さんでして、出店もかなわないというような状況であることは事実であります。その辺も共同で出ていただきたいというような方策もとったわけではありますが、結果としては、市内からは3店舗ということでありました。これを機会にぜひ出ていただきたいということと、それと先ほど農林課のほうでひすいそばのお話もございましたが、実は今年度のそば切り物語は、ひすいそばを全面に出して、秋にやりたいということでもあります。それらを絡めながら、ぜひ市内のおそば屋さんにおっしゃるように全国に向けてとか、発信できるようなそんな環境づくりをとっていきなさいということで、観光だけではだめですので、商工会議所のほうとも一緒になって、店舗の皆さんにお声がけをさせていただくということでもあります。

○丸山寿子委員 あとですね、近隣の村なども、そばということである程度固まっているというようなことで話題になって、雑誌で紹介されるというようなこともあって、どういう方向で売らなかっていうことも1つあるかと思えますけど、難しい点もありますけれども、ぜひ工夫して進めていっていただきたいというふうに思います。

あともう1点、お願いしたいんですが、225ページで、木曾漆器振興事業の中の黒ポツの下のほうですけど、普及拡大事業っていうところで漆器を購入した、お店が購入した際ということだったんですが、この前、経済の委員会でも懇親会の折には、そういったところを利用したりもしたんですが、どこにどういうふうに入ったのかっていうことがわかったり、市民にもそれが知られることも大事かと思うんですけど、その辺の工夫ってされているのか、あるいはどんどん購入していってくれるならどんどんそういうお店がふえるので、しっかり、あんまり立派なパンフレット等つくるのもちょっと早いかなと思いますが、簡単なものでもいいので、こういったところでこういった漆器と出会えるというようなPRも必要かと思うんですけど、どうでしょうか。

○商工課長 25年度から始めました新しい事業でございますが、実は2月末で今、とりあえず一旦締め切りはさせていただいてございますが、まだ継続中という中でですね、2月末現在で14件、390万円余の補助金の執行であります。約80%でございます。当初、この目的がですね、飲食店、旅館等へ導入をさせていただいて、実際に市民の方ですとか観光客の方が使っていただいて、販売促進につなげたいというような目的で実施してきて、1年目を迎えたわけでございます。今回、事業の展開の中でですね、拡大という意味ではですね、飲食店や旅館以外での店舗の拡大ができないかということですか、また、新規購入というのがですね、車と一緒にあり

まして、ちょうどタイミングよくて、車検が終わったから買うというようなですね、そういったようなタイミング等もございまして、来年度も計画をしたいというような企業さんもいらっしやいまして、そういった部分、あるいは今ある漆器製品をですね、修繕等でもこの補助金が活用できないかというような御要望もありますので、その辺は、また要綱等の変更を検討してまいりたいというふうに考えております。これは状況でございまして、今申しあげました14社、390万円ということで、1社あたり27万円くらいの補助金ということでございまして、主に2つに分かれますね。大きくは机ですとか椅子というような、今こういった生活様式でありますと畳ではなくてですね、机、椅子というような形での御利用をいただいている商店さんと、あとは小物と言いますか、箸ですとか、おわんですとか、そういったような形で御提供をいただいているお店が多くあります。3月14日にえんぱーく1階でオープンいたします「ういず」のお店もですね、おわん関係で使っていただいているというようなことでございまして、とりあえず最終的な締め切りがもう少し後になりますので、今後ですね、そういったお店を紹介していくような、そういったことも今後検討はさせていただきたいというふうに考えております。

○丸山寿子委員 それで、せっかく購入したね、お店に、やっぱり出会えるようにということで、PRということでお聞きしたいんですが。

○商工課長 そうです。せっかく御購入いただいてですね、提供されているにもかかわらずですね、市民の方が知らないというような、そういったこともあろうかと思っておりますので、先ほども新たな公募提案型の事業展開の中でですね、ランチマップの作成ですとか、そういった商店街、あるいは民間団体からのそういう提案も受け付けておりますので、そういう中でですね、漆器の例えば器に出会えるお店ですとかね、そういったことでアピールしながら、そういったマップ作成などにも取り入れていければなというふうに期待はしているところでございます。

○委員長 よろしいですか。

○丸山寿子委員 期待をしているって、誰がやるのでしょうか。

○商工課長 今のですね、公募提案型事業につきましては、これは商工業団体等の事業でありますので、市では取り組む事業ではございません。そういった商店街のですね、皆様に、そういったあくまで公募提案型で来るんですけども、事業効果、経済効果、あと今PR効果もですね、市のほうからですね、そういったことを取り入れてはどうかというような形で御提案もできますので、そういった面で、その公募提案の事業の提案のときにですね、そういったことも市から提案をさせていただければということでございます。

○丸山寿子委員 先ほどもちょっと出しました月刊誌、県内で出されている月刊誌ですけど、割と最近の号に、うちの市でもお世話になった料理研究家の県内にお住まいの方の料理のページに木曾漆器が、行くたびに買ったりとというようなことで、写真つきでも紹介もされていたんですけど、こちらからも掲載されるかどうかは別として、積極的にまたいろいろなそういう媒体にも情報提供して、市民なり県民なり、県外の人にも少しでも知られるように、またPRをよろしくお願ひしたいと思います。

○委員長 要望ですか。ほかにありますか。

○永井泰仁委員 これまでずっと経営改善等ですね、指摘をしてきてあるところでございますが、地場産センター運営費補助金4,000万円、それから運営貸付金が2,000万円ということですが、どちらかと言うと、これ、金銭的に見ると塩尻市の荷物になりかねない状態になってきているんですが、経営に際してどのような努

力をされているのか説明してください。

○**商工課長** 多分4,000万円ですね、負担金の関係でございますが、一番ネックになっておりますのが、高度化資金の返済が3,500万円ほどあるというのが主なものでございまして、あと公益的事業617万円という形になっております。県とも調整をいたしまして、県の高度化資金を借り入れしておりますので、平成28年度までは何とか引き続き返済をしていかなきゃいけないというような状況でございます。

経営の状況でございますけれども、平成24年度につきましては、売り上げがやはり、くらしの工芸館が7.4%減、ならかわ市場では2.8%の減というような状況でございます。平成23年度はおひさま効果が大きかったものですから、それに比較しますと、やはり少し減額になっているというような状況でございます。

御存じのようにですね、公益性と収益性を持った法人でございます。また、ネット販売等々の努力もしているわけでございますが、なかなか収益に、目立った収益ですね、結びついていないというような現状でございます。しかしながら、地元の木曾漆器また地場産業、木曾地域も含めましてですね、大きくPRして、あちこち販売促進を展開しているというようなことでございます。

現段階では、名古屋城の本丸御殿の修復事業のほうにかかわっております。2017年度までの10年間、3期工事でございますが、現在第2期工事でございます。総額150億円の中でですね、やらさせていただいております。そういった意味で、そういった修復工事、また県内の文化財の修復事業とあわせて、地元の木曾漆器の販路の拡大等で漆器と四季というようなイベントもやらさせていただいておりますが、そういったデザイン性もやっておるわけですが、なかなかビジネス、収益に結びついていけないというような現状でございます。そういった面で、今後ですね、収益またビジネスにつながるような事業展開になりますように、今後も市としましてもですね、いろんな国、県の補助金も使いましてですね、支援をしてまいりたいというふうを考えております。

○**永井泰仁委員** 高度化資金の県に対する借金の返済ということで28年まで、これはやむを得ないと思っておりますけれども、それから先をね、漆器の宣伝とは言いながら、経営者としては全くちょっとになっていないような経営になっているということで、何とかね、これを、地場産センター、少し改善したりですね、経営方針も変えていくような、そういうことで惰性に流された形でなくて、何かね、少し経営方針を変えていかないと、ますますこれ、荷物になっていくって言っちゃ失礼かもしれませんが、若干それは宣伝効果もあるかもしれませんが、ちょっとこの辺がここ数年ずっとですね、一番苦になっているのは、この地場産センターの経営だもんですから、何とかまた英知を結集をして、この辺のところですね、経営方針しっかりやってもらいたいと思っております。これは要望です。

それから、233ページの一番最後の山雅の関係の応援事業の送迎バス運行補助金88万2,000円ですが、この算出の具体的な内容について説明してください。

○**観光振興係長** シャトルバスのこの積み上げにつきましては、1台あたりが5万9,400円という金額で、21試合を運行していく上での市の負担が、その中の88万2,000円という形になります。差額の34万6,000円等につきましては、松本山雅さん、それからトラビスジャパンさんの協力をということで再三お願いしてきましたけれども、山雅さんから断られた経過がございます。トラビスジャパンさんと、その差額を今埋めていくところで協議をしておりますけれども、積み上げの上では、1台が5万9,400円という積み上げにな

っておりますのでお願いします。

○永井泰仁委員 積み上げはよくわかりましたが、今、松本でオンブズマンが中心になって、山根二郎弁護士が中心で、今これは市民益にならないということで監査請求が出ておったり、いい結果と言いますか、その納得がいかなければですね、市民益の観点からいくとおかしいと、特定のところに対していわゆる公金を応援するということは、ということで裁判までやりかねない状況で、塩尻からもオンブズマン二、三人、一緒になって参加して行動しているようですね、松本市のほうのちょっと流れもですね、注視をしていただいて、それによっては、また塩尻もタイムラグは若干あるにしても、また騒がれてくる、そういう、ちょっと今、懸念もされますんで、これは答弁は結構ですけども、松本市のほうの状況もですね、少し把握をして慎重な運営をしておいてほしいと思います。これは要望でいいです。

○委員長 ほかにありますか。

○金子勝寿委員 ちなみに、初歩的な質問ですが、バス、20人乗りでしたっけ、何人乗りでしたっけ。

○観光振興係長 現在のところ小型のバスで、25人乗りのバスを予定しております。

○金子勝寿委員 そうすると、簡単に割ると1人2,376円かかると。少しぐらい受益者負担ってことは全然考えずに、もう無料って打ち出したんですけど、その辺検討の経過教えてください。

○観光振興係長 おっしゃるとおり、予算計上時点では受益者負担ということで、去年は片道500円という負担をしていただきまして運営をしておりましたけれども、実際は松本が無料で塩尻が有料ということは、実際に乗られるお客様からとって、ちょっと理解が得られないじゃないかということで、なおかつその分、塩尻に今、賑わいはエキサイティングビジョンで、先日も200人近くの方がお見えになって、アウェイのゲームにつきましても毎回ですね、塩尻の方、塩尻を通してアルウィンに行く方がかなり多く見られておりますので、何とか支援をしていこうということで、ちょっと無料と有料の議論はかなりさせていただきましたけれども、今回はシャトルバスと同様ということで、無料という結論を出させていただきました。

○金子勝寿委員 松本は、駅前から行くのは無料で、井上から行くのも無料。ちょっとその辺、教えてください。

○観光振興係長 松本は、シャトルバスが出ていますが、今言いました松本の駅前からと、それからアイシティから、それからもう1つが、ことしから始まりますアルウィンの近くですね、大芝生というところに駐車場を確保しまして、そこから、3カ所からシャトルバスを出しまして、全てが無料という形になっております。ちなみに去年は、松本駅前から500円、アイシティから200円というお金をいただいております。

○委員長 よろしいですか。いいですか。

○金子勝寿委員 結構です。

○中村努委員 229ページの広域観光に関してですが、先日、松本広域連合の委員会の中で、広域連合の事業としてアルプスの風という情報発信事業をやっているんですけど、これは松本広域連合という組織の事業で、それぞれの構成市村の観光を担当している部署ときちんと連携をとりながらやっているかどうかという質問が出ましたが、広域連合との関係はどんな感じでしょうか。

○ブランド観光課長 松本広域連合のほうでのイベントの関係ではありますが、それぞれ観光の担当者が加わっております。我々もそのメンバーでありまして、要するに加盟市町村の観光のほうとは情報を共有しながらイベントを、あるいはPR活動はさせていただいております。

○中村努委員 そういった取り組みもね、しっかり塩尻市の中でもPRをしていただいて、やっぱりこの松本広域というエリアで情報発信したほうが、相乗効果があつて目につきやすいというふうに思いますので、そんないい方法がありましたら、ぜひ取り組みをお願いしたいと思います。要望でいいです。

○委員長 要望でいいですか。

○中村努委員 はい。

○委員長 ほかにありますか。

○金子勝寿委員 225ページの木曾漆器振興事業でちょっとお聞きしていいのか、わかりませんが、名古屋城の本丸御殿の、たしか今公開しているので当会派でも見に行きました。大変素晴らしいものができてPRにはなったと思うんですが、あれ1期だけじゃなくて、その後もというお話もあったと思うんですが、どういう形で市の支援で効果があったとかですね、また検証をした部分で、どういう形で漆器の振興になったかということと、将来的に、さらに2期とかになった場合に、次の約束というわけじゃないですが、ある程度話もどうなのかというところまで少し検証も含めてお願いします。

○商工課長 名古屋城本丸御殿のですね、復元工事につきましては、一応地場産センターで業者登録はしているんですけども、JVさんがとった事業の特に漆の部分ですね、漆器を塗る部分ですか、そういったところを手がけておまして、現在、1期終わりましたので2期目ということでございます。

効果といたしましては、当然、向こう、現地のほうにですね、泊まり込みで職人さんが行って作業しておりますし、地元の修復工房へ持ってきてまして、2階のほうでですね、作業をしましてまた戻すとか、そういうような形をやっておまして、当初、市もですね、かかわって、何とか支援できないかというようなことも考えたんですが、名古屋市の担当者のほうでやられているところで、いろんなしがらみがありましてですね、市が、要は、何て言いますか、上からだんだん、いろんな職人さんの中でも、何て言うんですかね、序列がありましてですね、どっちかって言うと地場産は今、下のほうでやっているんですね。それで、いきなりぽんち行っちゃうと、その序列が崩れるとか、いろいろな、何て言うんですかね、そういったことがあったりしまして、本当は市が直接行きて名古屋市の担当者にですね、話をさせてもらいたいというようなことも考えたんですが、そっちはちょっとやめてくれというようなこともございまして、現在できないような状況になっております。

とりあえずですね、2017年までの10年間で、3期工事の中で、JVさんと連携いたしまして手がけていくというようなことでございますし、今、金子委員さん言われますようにですね、調度品ですとか、そういった面で、とにかく木曾のですね、職人さんの技術をまず見せて、向こうの名古屋の担当者の方に技術を認めていただいて、調度品なんかですね、今後計画がございますので、そういった面でその技術を生かして、次のステップと言いますか、調度品等へも入っていける。もっと言いますと名古屋城での実績をですね、全国のそういった文化財ですとか、そういった方面へですね、木曾漆器の伝統的な技術をPRできて仕事の発注に結びつける、そういったことも効果が期待されているというところでございます。

○委員長 よろしいですか。

○金子勝寿委員 すばらしいものができたので、今後も進めていっていただきたいとしか言いようがないんですが、なかなか難しいのもよくわかりました。ちょっと続きでいいですか。

○委員長 はい。

○金子勝寿委員 221ページの塩尻インキュベーションプラザ指定管理料等に関して全般的なお話ですが、いわゆる中に入っている企業さん、5年というのが延長されてさらに5年目となっているわけですが、今後、いわゆる本当はね、市内へ事業所を構えていただいと、インキュベーションで卵が生まれるという話だったんですが、その辺の、当初の目的と施策の事業の中で、どういう形で市内のいわゆる企業をふやしていくかっていう部分、もしくは今の入居している企業さんとどういってお話をしているのか、その辺、少し経過を教えてくださいか。

○商工課長 現段階ですが、SIPの今13室ございまして、今12室、1室があいているというような状況であります。当初は3年間の入居の中で市内にですね、事業所の、企業の展開をしてほしいという形でございましたが、現在1社のみの企業進出というところで滞っているような状況でございます。現在の状況はですね、3年たった企業さんにですね、毎年入居審査会というものを行いまして、そこで審査をさせていただいて、さらに延長というような形でやらさせていただいている状況でございます。現状はですね、なかなか景気は上向きつつあると言いましても、なかなか設備投資までの体力がついてないっていうような現状でございます。今、OSSですとかMIT等ですね、やっております、何とか企業間連携をしながらですね、体力をつけていただきたいっていうような形で今、市のほうで支援をさせていただいてございまして、審査会の中でもですね、そういった重々承知してSIPのほうへ入居されているというようなことは、各企業の社長さん方もですね、言われておりますけれども、なかなか体力がついていないような現状で、何とかこれからですね、体力をつけて市内へですね、事業所を進出させていきたいというような思いは伝わってはくるんですが、なかなか現状として難しいというところがございます。

○委員長 よろしいですか。ほかにありますか。

○牧野直樹委員 せっかくだで、ワインの話が出ないんで1つお聞きします。ここ数年、名古屋を中心にワインの販促をしていると思います。現在、どのくらいの、その効果があったかどうかというのがわかりますかね。数量じゃなくても、気分的にもいいんで、名古屋でやったらこんくらい名古屋の人に受け入れられたとか。私、思うのに名古屋というところは、手羽先、エビフライ、みそカツぐらいきりで、えらいおしゃれなものはない。そこへ行きゃ、東京圏のほうがおしゃれなものがあって、ワインには合うんじゃないかと思っています。どのくらいの、こっち、塩尻へ来て、注目を浴びているのかどうかっていうのだけお聞きしたい。皆さん、よく名古屋へ行かれて、実際に名古屋の人と会って話をしていると思うんで、そこらの感覚でもいいんで、部長でもいいし、曾根原君でもいいし。実際に行っている人がいいな。教えてください。

○ブランド観光課長 済みません。数字だけ、私しゃべって、あと部長あるいは係長のほうへします。実績ではですね、ワイナリーフェスタのお客様、愛知県から12%っていうことで、これは明らかに中京のほうで効果があるというふうに捉えております。あと済みません、まずは係長のほうから申し上げます。

○ブランド推進係長 突然振られましたので私のほうから、一応名古屋方面からのお客様につきましては、今も課長のほうからお話ししたとおり、ワイナリーフェスタで12%という首都圏よりも多い数字が来ているというのは事実でございます。あとですね、ほかのイベントですね、この間2月に開催しましたワインと語るタベですとか、そういったイベントのほかにですね、あとワイナリーへですね、直接バスを仕立てて来るといったようなお客様もふえております。一応そのお客様につきましては、平成23年からやっていますアンテナショップへ

来場して塩尻ワインを知っていただいたお客様ですとか、その中でやっているプロモーション活動で塩尻ワインを知って、塩尻を訪れていただいているというようなお客様がふえておりますので、来年度につきましてもアンテナショップ、一応6月の末から7月の頭にかけての1週間、あと10月の1週間ありますので、そういった部分を活用しながらコアなワインファンをふやしていきたいと考えております。以上です。

○**牧野直樹委員** 御苦労さまです。実績はよくわかりました。まだこれからも期待をしてもいいかなというふうには思っていますが、部長さん、長年ブランドやられて、せっかくブランド担当部長という名前なんで、部長も一緒に多分名古屋のほうへは行っていると思いますが、部長の感覚はいかがですかね。

○**地域ブランド担当部長** 数値的なものですか、実績等につきましては、今、課長それぞれ係長のほうから申し上げたとおりでございますけれども、私がブランド推進室長ということで名古屋に初めて進出したときにですね、1例申し上げますと、名古屋に老舗のデパートというか、丸栄というのがございます。そこにはですね、塩尻のワインが本当にわずかしか入っていませんでした。現在は、塩尻ワインのコーナーができ上がったというような状況でございますし、我々が塩尻醸造所に改名をして、最初の前身のダルーヴァというものを展開した、そういった話もですね、名古屋のほうでも耳に入っているっていうそういう店舗もございまして、今現在ですね、そちらの店舗のほうから塩尻ワインを扱った、醸造所のようなですね、大きな塩尻だけという形ではないんですが、アンテナショップ的なものを展開したいと。そこで塩尻の情報等、そういったものも含めましてですね、名古屋から今度はそのお客様をですね、塩尻に実際に連れて行って、塩尻と名古屋のそういった関係も築いていきたいという、そんな提案もするお店が実はできております。そんな中で、今後もですね、そういう形の中でワインだけではなくてですね、観光も含めて相乗効果が出るような形の中で、中京圏のほうとは連携を深めてまいりたいというふうに考えております。以上です。

○**委員長** よろしいですか。

○**牧野直樹委員** よくわかりました。御努力に感謝申し上げます。それともう1点。以前私も市場調査とは名ばかりの市場調査をしたときに部長も多分一緒だったと思いますが、松本の夜で飲食店に入ったところ、結構塩尻のワインが出るんですよ。がっかりしたのが塩尻のワイン、あるメーカーさんのシルバーっていうワインだった。最後、料金を払ってみたら、それが六、七千円の値段で、彼女たちは飲んでいた。次のときに行って、シルバーじゃなくてせめてシャトーくらいにしてよと、じゃあ私たちも納得しますよと、こういう話をして営業をしてまいりました。次の月に行ったらシルバーからシャトーに変わっていたという、そういうことがね、部長、あったんで、だから皆さんもただ単に飲みに行くだけじゃなくて、アンテナを高く張ってどういうものが、塩尻のやつが使われているか、そこで営業する努力をしてくださいよということを言いたかった、それだけ。以上です。

○**委員長** 要望でいいですか。

○**牧野直樹委員** 要望でいいです。

○**金子勝寿委員** じゃあ、ちょっとせっかくなんで、もうちょっと本線に戻しまして。結局、年間、いろいろ各イベントへワインをお持ちになって提供していると思うんですけど、いわゆる金額ベースでも本数ベースでも、実際、今ブランド課の資料の28ページでいった中で、どのぐらい年間、ブランド推進室でワインを、要は中京、大阪、東京方面の皆さん、海外に行っても私は全然いいと思いますが、提供しているのか、ちょっと実績でお願いできますかね。リトルでも本数でもいいんですけど。

○ブランド観光課長 済みません。資料、後ほどということをお願いいたしたいと思います。

○委員長 よろしいですか。

○中村努委員 223ページのバイオマス関連事業の熱利用調査委託料ということで、発電所の余熱だけかと思ったら、いろんなそれにとどまらないような調査委託のようですが、この1,279万8,000円の調査の内訳をちょっと教えてください。

○F Pプロジェクト推進室長 熱利用調査の内訳の部分につきましては、予算概要の14ページに一覧として載っておりますので、ちょっとそちらをごらんいただけますでしょうか。その部分の2番、3番、4番のところに、それぞれバイオマスボイラーの導入事業、それから事業化計画、それから熱利用基礎調査ということで、金額が右の欄に載っております。それが内訳になります。なお、それぞれの熱利用の関係につきましては、現在、協議会を通じて検討をしておりますので、その辺につきましては、また10日に協議会がございまして、そこで検討経過等については御報告をさせていただきたいというふうに考えております。

○委員長 よろしいですか。ほかにありますか。

○丸山寿子委員 ちょっと漆器のことでまたお聞きしたいんですけど、漆器というか漆芸というか。えんぱーくのほうにちょっとチラシが置いてありまして、これは一般の漆芸の方が教室を開くっていうのでありましたが、市のほうはそういったこと把握していますか。

○商工課長 私もですね、実はチラシで拜見をしたというところでございまして、特に市との連携という形ではとっておりません。

○委員長 竹村課長、間違えて済みません。

○丸山寿子委員 市内でダイモン日和とか、そういったクラフト系のことを体験したりとか、そういったところにすごく市民の皆さんも参加して、子供からいろんな年齢層で参加したり、そういう体験するってことで、シリゼミとかもすごく頑張っているなっていうふうに思うんですね。漆芸っていうか、漆器の体験も文化祭のときに箸にというようなこともありますけれども、体験の機会も檜川まで行かなくても、こちらの大門でもいいんですけど、旧塩尻市の部分でできると、また1つのきっかけになるかなと思うんですけど、文化祭以外で何か展開していることというのは、当市ではなかったでしょうか。

○商工課長 基本的にはですね、地場産あるいは漆器協同組合のほうでですね、展開されるというふうに認識をしております。例年ですと6月の漆器祭に向けまして、えんぱーくの図書館でですね、展示とかをやらさせていただきます。あと、そういったもの以外にですね、水のコートという、えんぱーくにもございますので、そういったところへの展示と言いますか、物販等も含めてですね、そういった体験コーナーもですね、できないかどうか、現在漆器協同組合のほうへ投げかけさせていただいておりますので、そういった形で体験コーナーもありますし、実際にその職人さんがですね、その場でもってつくって見せるというようなことも、ほかのところではやったりしておりますので、そういったことも今後可能かどうか検討してまいりたいと思っております。

○丸山寿子委員 以前、麻布十番にも塩尻の物産が出たとき見に行ったときにも、実際に職人の方が仕事の間を見せている場もありましたし、また、ちょっとダイモン日和だったかは忘れましたが、えんぱーくの中でやはり若い方が漆器を、やっぱり芸大出の方、おわんに木の葉を利用して模様をつけるというような結構モダンなことをやっていました。なので、既存のことだけでなく、いろんなアイデア、若い人たちがすぐ取り組めるよ

うな体制とか、子供もできるとか、工夫するといろいろあるかと思うので、またいろいろちょっと研究していただけたらと思います。

○委員長 要望ですか。

○丸山寿子委員 はい。

○委員長 ほかにありますか。

○金子勝寿委員 229ページの松本空港の利用促進でちょっと学生から要望をいただいたんですが、信州大学、あと松本大学、いわゆる北海道、九州から来ている学生さんから、いわゆる大手の会社だとスカイメイトといって、当日に空席があれば半額で乗らせてあげますよという制度があるんですが、FDAさん、残念ながらないわけですね。やっぱり羽田、名古屋を使っていると。半額になったら乗ると聞いたら、半額ならやっぱりせっかくだから利用したいという声がありました。この辺、個人的にお願いするのもいいんですが、ちょっとせっかく市としてもそんなお願いを、せっかく副市長、よかったら答弁していただいてもいいですかね、ちょっと仲立ちの話。

○副市長 私どもも昔、学生のころね、スカイメイトは利用させていただいたあれがありますんで、ちょっとFDAのほうにもですね、そんな御要望があるということをお伝えして、お願いを、お話をしてみます。

○金子勝寿委員 その後ですね、その下の段で、木曾広域連合負担金で公共サインって12万5,000円ありますが、これ、緑色のやつじゃなくてちょうちんのやつだったか、これ、もう少し同じデザインで、塩尻市内へぜひ設置をお願いしたいという話を一般質問でしたかと思うんですが、その後、検討はどのぐらいいただけたのかということ、大分、街道で迷っている方が地元で多いもんですから、きょうね、ちょうど400年祭という、あわせて整備もお願いしたいなっていう話はずいぶんしていますし、もう少し加えると、きょう大体、西條委員もいらっしゃいますが、郷原街道を含め街道のまちですので、最低限、街道を歩きにきた方が、風情等味わいながら迷わない、そういう環境整備というのは、最終的には行政しかないのかなと考えていますが、少し、どのぐらい進んだか含めて答弁をお願いします。

○ブランド観光課長 街道のサインのお話は承っております。それで、現在木曾観光連盟のほうとやっていますのは、まず、街道歩きの人に一番安心できる、一番ほしいものは何かっていうことで、トイレの位置を表示することが一番先だよということでトイレの表示を、高校生のデザインを採用しまして、ちょっとステッカー方式でありますけれども、既存の道標、道しるべに張っていくということで、これは年度末までには終了をさせていただきます。

それから、そのほかの観光サインにつきましても、先ほどサインの台帳化の説明をさせていただきましたけれども、当然既存のものは調査をしますけれども、欠けているというか不足しているものの調査もさせていただいて、できれば木曾のサインと同じ、あるいは県が出している中部北陸道と言うんですかね、木の丸太にグリーンサインであります、それに統一をして掲出をしていきたいというふうに考えております。ですから、本年度、トイレの表示だけは、まずは掲出をさせていただきます。

○委員長 よろしいですか。

○金子勝寿委員 日出塩の駅でしたっけ、トイレがなくなって、桜沢からの間が非常にないっていう話は、その後、やっぱり難しいという結論だったんですかね。今、トイレの話ちょっと出たんですが、街道の設置等については。

○ブランド観光課長 実は、商工会議所のほうからも建議が出ております。それで、トイレに関してはですね、既存のトイレをとりあえずまずは使っていただいとすることで、サインで対応していこうかなというふうに思っております。日出塩、贅川間が少し距離が長いということもありまして、トイレの要望も出ていることは事実でありますけれども、実は、桜沢のほうの集会所がありまして、事前の予約等々わかるものについてはあけていただくような対応をさせていただいておりますが、いずれにしてもちょっと検討をさせていただきたいというところであります。

○金子勝寿委員 塩尻市で見るとね、そんな行政がっていう考え方もあるんですが、この間、この木曾観光連盟、ちょっとお話を聞きに行ってみたら、妻籠、馬籠間とかはもう地域でね、洋式トイレを1キロ、2キロおきに設置したりとか、それだけきちんと中で回る仕組みで、駐車場収入でできるような形になっているようですので、ちょっとずつですね、いきなりそこへステップするのは難しいですが、何か上手に、行政がお金を出さなくても駐車場料金収入とかでうまく街道整備ができるような仕組みづくりも含めて考えていただければと思います。

○委員長 ほかにありますか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 それでは、本日の委員会審査はこれにて閉会といたします。3月10日は10時より開会いたします。本日は御苦労さまでございました。

午後 4時29分 閉会

平成26年3月7日（金）

委員会条例第29条の規定に基づき、次のとおり署名する。

経済建設委員会委員長 青木 博文 印